

厚岸町議会 第1回定例会

平成26年3月7日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成26年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、堀議員、7番、金橋議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
初めに10番、谷口議員の一般質問を行います。
10番、谷口議員。

- 谷口議員 おはようございます。
本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2点についてお伺いをいたします。
まず1点目ですが、各種審議会委員の選考に当たっては、公募制の導入と女性委員の拡充と年齢等のバランスについてお伺いをいたします。
町長が進める「みんなでつくる協働のまちづくり」のためには、町民や団体への十分な情報提供を行い、その上で計画策定、事業を進めるに当たって、幅広く意見を求めていくことが必要であり、そのためには各種の諮問機関、審議会委員の選考に当たっては、公募による委員の募集を行うべきと思います。委員全員の公募が無理であれば、何名かの公募枠をつくるなどの方法も考えられると思いますが、どのように考えているかお伺いをいたします。
次に、バランスのとれた委員構成について、過度な重複はないのか、女性委員の登用、年齢バランスはどのようになっているのか、今後の考え方についてお伺いをいたします。
次に、子ども・子育て支援と保育所、児童館、児童クラブの運営について伺います。
一つは、子ども・子育て支援制度が平成27年度からスタートが予定されておりますが、その内容と今までの制度がどのようになるのか、厚岸町は今後どのように対応されていくのか伺います。
二つ目は、保育所、児童館（児童クラブ）の運営についてであります。保護者の勤務状況に見合った内容に改善が必要ではないか。学校の長期休暇、職場の繁忙期などに幼児、児童の受け入れができるように、保護者の勤務時間などに見合ったものにできないのかをお伺いいたしまして、私の1回目の質問といたします。
- 議長（音喜多議員） 町長。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の各種審議会委員選考に当たっての公募制の導入と、女性委員の拡充と年齢のバランスについてのうち、初めに、町長が進める「みんなでつくる協働のまちづくり」のためには、幅広く意見を求めていくことが必要ではないかと思えます。そのためには、選考に当たっては公募による委員の募集を行う考えはないか。委員全員を公募が無理であれば、何名かの公募枠をつくるなどの方法も考えられないかについてであります。公募制の導入については平成22年の厚岸町議会第1回定例会において、同じく谷口議員からご提言があり、その際、私は、公募制の導入は機会の拡充には有効な手段の一つではあるが、現状では社会の慣行や固定的な性別役割分業が根づいており、公募制の導入だけでは偏りや公平性、均等性に限界があることも否定できないため、施策・方針決定等において、幅広い町民の意見の反映について、町民、地域、各種団体等と協力しながら、その導入について研究、検討を進めてまいりたいと答弁させていただきました。

ご承知のとおり、現状、厚岸町は公募制を導入しておりませんが、この間、厚岸町としても公募制を含めた審議会等委員の選任のあり方について検討を行ってきたところでもあります。

確かに、少しでも多くの町民が行政に参画し、幅広い意見を反映させていくためには、公募制の導入も一つの方法であると考えます。しかしながら、審議会等には、法令または年齢の規定により委員となるべき要件が制限されている、行政処分に関する審議等を行う、専ら高度、専門的な知識を有する事業の審議等を行うといった審議会等もあります。また、それぞれの根拠条例では、関係機関、団体からの選出や学識経験者などの委員資格基準が規定されており、公募できる委員としては、識見を有する委員のみであると考えますし、定数のうち多くとも1名から2名程度になると考えます。さらに、識見を有する委員とした場合には、公平・公正な立場で意見を言っていただく方を面接等により選考する必要もありますし、応募資格なども定める必要があると考えます。

このようなことから、すぐに来年度から委員の公募を行うことは難しいと言わざるを得ませんが、今後も町としては多くの町民が行政に参画し幅広い意見を反映させていくために、各審議会等において任期の都度、新しい委員の選任、次のご質問にあるバランスを考慮した委員の選任に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、バランスのとれた委員構成について、どのように考えておられるのかについてであります。先ほど申し上げました、法令または条例の規定により、委員となるべき要件が制限されている審議会等や行政処分に関する審議等を行う審議会等、専ら高度、専門的な知識を有する事業の審議等を行う審議会等を除く審議会等については、一つ目に、男女委員の構成が男女いずれかに偏ることなく、また、男女どちらか一方が皆無ということがないよう、第五期総合計画にうたっているとおり、女性の割合が30%以上であること。二つ目に、委員の年齢構成が年齢層に偏ることなく、できれば青壮年層が含まれていること。三つ目に、委員の地域構成が同じ地域、または地区に偏っていないこと。これらの要件を満たすことによって、バランスのとれた委員構成になると考えてお

ります。

また、そのほか全体的には、同一人が多数の委員になっていないこと、法令の定めのある場合や特別の理由がある場合を除き、町議会議員や町職員が含まれていないことも要件として上げられると考えております。

続いて、2点目の子ども・子育て支援制度と保育所・児童館・児童クラブの運営についてのうち、平成27年度からスタートが予定されている子ども・子育て支援制度について、厚岸町は今後どのように対応されるのかについてであります。町は平成24年法律第65号子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、厚岸町子ども・子育て会議条例を平成25年10月1日から施行し、町民15人に委員を委嘱し、第1回目の会議を平成25年11月5日に開催したところであります。

現在は、昨年11月に実施した小学校6年生以下の全てのお子さんを対象としたアンケート調査の分析を行っているところであり、3月中には第2回厚岸町子ども・子育て会議を開催し、アンケート調査結果についても意見交換を予定しております。

今後は、アンケート調査結果による利用意向をもとに利用推計を行い、民間事業者の事業意向や施設の利用見込にあわせ、施設事業のあり方を検討してまいります。

次に、保育所、児童館、児童クラブの運営については、保護者の勤務状況に見合った内容にする改善が必要ではないかについてであります。保育所、児童館、児童クラブについては、保護者の勤務業況や学校の休校に応じた運営に努めているところであります。厚岸町子ども・子育て会議において検証していきながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 初めに、今、協働のまちづくりというのが大はやりですよね、全国的に。この協働という言葉、正確に理解したいのですけれども、これは私の国語辞典には残念ながら載っていませんでした。一部の辞典を見ましたら、非常に簡単な言葉しかないのですけれども、その本当の意味するところはどのような言葉なのか、これについてちょっと教えてください。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

さきの答弁で申し上げたとおり、協働のまちづくりは、第5期厚岸町総合計画においても重要項目に相なっておるわけであり。しばらくは協働という言葉に対して、理解できる町民、または各多くの方面にはなかったかと思っております。発言によっては、協同組合の協同、さらにはまた共同募金の共同等々、同様に考えた時期もあったのでなかろうかと思っております。

協働という言葉は、行政用語であります。今ご指摘がございましたとおり、既に辞書によっては簡単に表現をしている辞書もありますが、しかしながら昨今の辞書においては全て記載されている用語となっていると理解をいたしておるわけであり。すなわち、今日の行政

課題、多岐多様にわたる中において、町財政も大変厳しい状況にある中で、まちづくりは行政だけの責任でなすことなくして、行政ができないことにおいては民間の活用を考えながら、官民一体となってまちづくりを推進をするというのが基本的な協働のまちづくりであり、協働という意味であるわけでございます。この点については、ご理解を賜りたいと思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 私、ちょっとそれでは説明が不足しているのではないかなと、この協働について。今の町の状況だとか、財政だとか、いろいろなものが大変な時期に、それを進めるに当たっては官民一体になって進めるというふうに、今、町長が説明されましたけれども、本当の協働の意味はそこではないのではないかなと。それは、いろいろなことを理解した上でみんなが進めようやということが協働ではないのかなということだと思うのですよ。官民力を合わせてやる、それだけでは、私は本当の協働ではないのではないかなと。町民に、今の実情だとか今後の見通しだとか、そういうものを十分に理解していただいた上でどう進めていくのかということ、やっぱりきちんとわかっていただくし、また意見をいただくということを相互にできることが協働のまちづくりではないのかなというふうに考えるのですけれども、そのあたりはどういうふうに考えているのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） そのとおりでございます、やはり町民の自発性があってからこそ、協働のまちづくりが成り立っていくということでもあります。しかし、協働ということに対して、最近、問題になっていることがあります。というのは、協働という名のもとによって、行政が責任逃れをするのではないかな。本来は行政がやるべきことを、端的に言いますと、下請として民にお願いしているのではないかなというような、そういう課題が今日起きておるわけでございます、厚岸町といたしましては、十分にそういうようなことがないように、やはり官と民が一体となった自発的な中で行っていくという重要な課題であろうと、私はそのように理解をさせていただいているところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 一般的に官民という、そういう言葉を使うことが、やっぱり私はまずいのではないかなというふうに思うのですよ。やっぱり問題は、町民、地域、役場、これが力を合わせてやっていくものだと思うのです。それを、ただ官民、あるいは、今、町長が懸念されるようなことは、私はやっぱりあってはならないと思うのですよ。だけれども、町の果たす役割はやっぱりきちんと果たしていただかなければならない。そのためには、きちんと町民の意見が反映できる場を少しでも多くつくっていくというのが非常に大事なことではないのかなというふうに考えるのですよ。

それで、ちょっと話を2番目のほうに移らせていただきますけれども、今回いただいた資料を見ますと、重複して審議会の委員をやっている人が2つ以上が38人だとか、3つ以上が14

人だとか、場合によっては私はこれも必要な場合もあるのかなというふうに思います。

それから、年齢も残念ながら、20代、30代の委員が非常に少ないというふうに結果として出ていますよね。町長が1回目の答弁で述べられておりますけれども、どうしてもそこに充てなければならない、法律で決まっていたり、いろいろな充て職というか、そういう立場の人をどうしても選考しなければならないというようなことは私も理解をしますし、その立場で選考されるのは、私は別にそのことに異を唱えるものではありません。それで、そういう中でも、やはり町が協働のまちづくりを進めるということを高々と掲げて、第5期の総合計画をつくって、その中でみんなで作る協働のまちづくりと意思を起こしてやっているわけですよ。その中に、町民をどう、今後、町政の問題で参画していただくかということも、幅広く町民に参加していただくということをうたっているわけですよ。その中には、女性委員をできるだけ早い時期に30%まで増やしていこうと。

それから、122ページには(2)で、町民参加によるまちづくりの推進というところでは、(2)で各地の計画づくりに当たっては、審議会などにおける公募委員の拡大、公募委員の拡大と書いてあるのですよ。今までやっていなかったのに、拡大になっているのですよ。拡大や懇談会、町民ワークショップ、計画案へのパブリックメントの実施など、町民が政策形成に参画できる機会の拡充に努めますと、ここまでうたって、今、この計画も半分終わろうとしているのです。

女性委員のほうは、きっと半分近くに到達していますよということで胸が張れるのかなと思いますけれども、審議会委員の公募等、依然として見通しが立たないような答弁をされております。当然、これはそうであれば、もう北海道中どこもやっていないのかということ、そうでもないのですよね。隣の釧路町でもやっているのですよ。初めからこの制度は無理だというふうな考えでいるのではないのかなと。

それで、今やっている何町かに私も聞いてみました、公募制。応募がたくさんあるかと、そうでもないそうです、残念ながら。あふれるだけ応募があるというようなことではないそうです。美幌町にちょっと問い合わせして聞いてみました。そうしたら、応募は1から1.2ぐらいだそうです。かろうじて応募者がいると、何とか。だけれども、やはりいろいろな面接をしなければならないとか、先ほどの説明にありました。しかし、美幌でどういう方法でやっているかといえ、きちんと応募したい人には応募用紙があって、その中には名前、住所だとか、年齢だとか、職業だとか、そういうものを書く欄と、何でこの審議会の委員に応募したかということ、1ページ半ぐらいの空欄をつくって、その動機を記載していただくというようにしているのです。そういうことをすれば、ある程度、この人はこの問題で真剣に考えてくれる人ではないのかなということがわかるのではないのかなというふうに思うのですよ。

それと、先ほどから言いましたように、かけ持ちの委員をやっぱり減らしていくと。幅広い、厚岸にそんなに人材がないというふうに考えること自体が私は間違いではないのかなと。各種団体から推薦があったら、そうしたら声かけられない団体だってないわけではないのかなというふうに思うのですよ。違う考えがあったっていいのではないのかなというふうに思うのですよね。そのあたりを含めて、今後どういうふうにしていくのか教えていただきたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをさせていただきます。

まず、お配りしました資料の中で、重複の委員の内訳が載っておりますけれども、この公民館運営審議会委員と社会教育委員が同じ委員であること、さらには文化財専門委員会から海事記念館運営審議会までが同じ委員であるということで、この辺での重複、この部分の人数を引いていないことを、まずはご理解をいただきたいと思います。

この資料をごらんとおり、50代、60代が委員数の約3分の2を占めております。今、議員おっしゃられたとおり、30代、40代がまだまだ少ないということで、このあたりにつきましては、重複委員も含めてそれぞれの委員会の中で選任に当たって、この30代、40代を新たに発掘していくことが町としては必要になってくるだろうと。また、その若い人たちの意見を取り入れていくということは必要であろうといふふうに考えております。

この公募の委員に関しましては、私も会議の中で、釧路町で行っているということで、担当のほうからお聞きをしましたが、なかなかやはり公募がたくさんあるかということ、なかなかないということもお聞きをしております。この辺につきましては、このあたりの地域性ということもあるかと思います。厚岸町の地域性がどうなのかというものもありますけれども、いずれにしても町長の1回目の答弁されているとおり、公募をするとしても、やはり全員というのはなかなか難しいだろうと。1名から2名の、その識見を有する委員の中で、1名から2名の公募を行っていくとすれば、そういう形になるだろうといふふうに考えております。

いずれにしても、どの審議会、どの委員会がそれに公募がふさわしいのかということも全体の中で検討をしていかなければなりませんので、もう少しお時間をいただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 審議会の委員の公募の問題ですけれども、私は、審議会は活発な議論がきちんとされていくということが非常に大事ではないのかなというふうに考えております。それで今、各種審議会等の委員の日当なんかありますよね。それで、委員会の日当は今はどういうふうになっていましたか、一日と半日でしたか。その時間の区切りを教えてください。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 基本的には8,300円を基本として、3時間以内の会議であればその半額ということで、条例に定めているところであります。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今年度、今まで審議会、何回か開催されていますよね。そのうち、審議時間というのが、平均すればどのぐらいになっていますか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 全体的な会議の中での把握はしておりませんが、ほぼ3時間以内で会議が終わっているというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 私ね、スムーズな会議の運営は否定するわけではありません。しかし、総合計画の中にもさまざまな意見を取り上げていこうという、非常に意欲に満ちた計画をつくっているわけですね。そして、そういう各種審議会の委員も公募をしよう。あるいは、女性委員も増やそうと、そういうふうに決めているのですけれども、やはりそういう機会をさまざまな人に与えることを考えていいのではないのかなど。それは公募しかないのですよ。役場のほうから、望遠鏡で見える範囲の人ではだめなんです。そこからそれたらわからないのですから。意外といい考え方をした人がいるはずなのです。そういう一人一人を、やっぱり町長が本当に協働の町を進めるのだというのであれば、そのあたりを十分に考えた今後の対策になっていかなければならないと。ただ、待て待て、計画にはつくっているけれども、その実現の見通しは全くないというのでは私は困ると思う。そのあたりはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、議員言われたとおり、新しい方を発掘していくためにも、公募制の導入というのも一つの考えだろうというふうに思いますし、総合計画に書かれているとおりであります。

今後また、さらに町としては、それら検討をさせていただいて、できる限り早い中で公募制の導入をできるように考えていきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 町長、それでいいのですか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

町長の答弁も、担当課長の答弁も、町長にかわっての答弁でありますことをご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それでは、できるだけ早いというのはいつですか、町長。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 課長の答弁のとおりであります。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 課長の答弁というのは、できる限りというのは、それでは町長は、いつごろを考えているのですか。1年ですか、2年ですか、3年ですか、4年ですか、そのあたりはどうなんでしょうか。

●議長（音喜多議員） できる限りという期間の関係であります、ここに直ちに、あす、あさって、来年ということではなくて、第1回目で答弁いたしました、来年度からは無理であろうというような答弁をさせていただいております。そういう意味において、今、ご指摘がございました公募制については、もっと調査研究をしながら、また欠員、委員の改選期とか、そういう時期の中で公募が必要であればするというような時期に相なるであろうと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 結果的にわかりました。計画はつくったけれども、やる気はないと。やっぱりやるのであれば、いつごろにはめどをつけたいと、そのぐらいのことをしっかり言うのが、この計画を進める本当の意味ではないのかなと私は思うのです。そういうことで、この問題は終わりますけれども、もし答弁があればしてください。

それから、次の問題に移らせていただきます。

新しい子ども・子育て支援法なのですが、これをやることによって厚岸町の今までの保育所、あるいは学童保育、児童クラブ、こういうものがどういうふうになるのか。そして、これは国のほうは内閣府が担当ですよね。厚岸町は保健福祉課が担当になるのか、教育委員会が担当していくのか、そのあたりはどこがどのように対応をしていくのか、ちょっと教えてください。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、1点目の厚岸町における保育所、児童館関係の子育て環境の変化でございます。

現在、国で考えているのは、保育所と幼稚園を一つのところで行うこども園という関係でございますけれども、これについては、町内の幼稚園の事業者の意向も聞いた上で厚岸町が検討することになります。したがって、今は事業者は民間では幼稚園しかございませんので、保育所も一緒に行っていきたいということであれば、町はそれに対応する町の保育所のあり方について検討をすることになるだろうということで、現状では、幼稚園の今の受け

入れ体制からすれば、あえて町が保育所と幼稚園をやるという状況は、今のところはないのではないのかということで、民間の考え方がまず優先的に考えるべきであるという国の考え方も示されておりますので、そこら辺の時期を聞いて幼稚園と保育所の一体化というのですか、そこはそのように検討をしております。したがって、幼稚園が保育所部門をやるといった場合については、厚岸町の受け入れ人数、保育所ですね、厚岸町が責任を持つ部分、そこら辺の検討が入るということであります。

それから、この幼保が一体化になる部分は、これは内閣府に移ります。統一した基準で、保育所部門と幼稚園部門も一つの窓口が国を持つというのが内閣府であります。従来の文科省と厚労省が持つ幼稚園と保育所の部分については、そのままの状態であれば内閣府には移行しない部分があるのだろうというふうに思います。要は、基準の統一、手続の統一というのが内閣府というふうになります。それが認定こども園でございます。保育所は、そういう関係で整理されます。

児童館、厚岸町では児童クラブも一緒に行っておりますけれども、現在、国は小学校は3年生までを受け入れるというのが児童館でありますけれども、これを6年生まで拡大しております。したがって、厚岸町の4年生から6年生までをどう受け入れるかについては、学校の放課後についてのあり方とともに検討していかなければならないということになります。

厚岸町の窓口でございますけれども、一本化すべきものというふうに考えておいて、まだ教育部門、福祉部門というふうにははっきりさせておりませんが、現在、主に子育て支援の部分については保健福祉課のほうが担当しておりますので、スムーズな一元化を考えたときには、教育委員会と協議することになりますけれども、保健福祉課のほうが進めやすい、あるいは、町民もわかりやすい窓口になるのではないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、来年度この事業スタートですよ、正式に。それで、結果的に来年度それに向かって準備を進めていかなければならないわけですよ。今までどおり、保育所だけをやる、あるいは幼稚園だけをやるということであれば今までどおりだけでも、認定保育園に移行するということになる、その準備をしていかなければならないというふうに考えるのですけれども、何か今の課長のお話を伺っておりますと、もう認定保育園に移行したほうがいいように聞こえてしまったのですけれども、そういう方向で今、準備進めているのか、それを検討しているのか、それとも今までどおり進めようとしているのか、そのあたりはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、事業のスタートの基点でありますけれども、まずはその前に、子ども・子育て支援事業計画の策定が求められております。これは必ずつくらなけれ

ばならない計画ということで、今年度中にまとめることが要求されております。これに基づいて施設整備であるとか、そんなことが当然進められるわけでありましてけれども、国は早くて27年度からスタートしたいということなんですね。それを受けて、各町が27からできるのか、28からでないかと間に合わないのかということになります。

したがって、私どもは、民間幼稚園のほうから私ども町のほうの持つ情報と、自分たちが持たれる情報が出どころが違いますので確認はしたいなというお話もあって、先般、二つの事業者とお話をさせていただいております。その結果、現在双方とも保育部門をやるためには増築をしなければならないという施設の状況でございます。

したがって、今からこの27年度に向けて、施設整備ができるかどうかというのについては、まだそれぞれの事業者は判断しておりません。これは、なぜ判断できないのかということは、この新しい制度で新しい給付、いわゆる国が責任を持った負担をする、算定の根拠となる公定価格というものが示されるのですが、これが実はまだ出ていない状況で、ことしの4月から6月ころになるだろうというのが、一週間くらい前の情報であります。

さて、それを見て、今までの幼稚園だけで運営ができていけるのか、あるいは保育部門も入れないと運営できていけないのか、そこら辺が事業者が検討のスタートがそこから始まります。それを受けて町は、子ども・子育て会議においてこの定員を決めなければならない、民間が行う定員も、この子ども・子育て会議で決めなければならない仕組みになっておまして、そういう経過を踏まえますと、27年度から施設整備、いわゆる認定こども園を直ちにやる状況ではないのかなというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 この問題、結果的には現状でいくか、そっちへ移行するか、決めなきゃならないですよ。だから町が27年にスタートをさせるか、28年に送るかとかいろいろあると思うのですけれども、今度、認定保育園になったときに、さまざまな今までと違う時間を決めるだとか、保育料もこういうふうになるとか、それから今言った問題をきちんと保護者にもよく理解していただくということが大事だと思うのですよ。そういうことでは、今後進めていくに当たっては、やはり我々議会は当然ですけれども、そういう子育てを支援していくためには、保護者あるいは、今後、子どもが育っていく家庭にある人たちに、この制度でやる場合にはこうなりますよと。あるいは、現状のままいけばこうなりますよというようなことを、やっぱり情報をきちんと出していただきたいなと。

これ、3町で出している簡単なチラシですよ。これを見ても、私、理解するのはなかなか難しいなというふうに見ているのですよ。質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供しますとか、子育てや相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させますというふうになっているのだけれども、果たして厚岸町ではどうなのかということと、それからこれをもしやる場合には、お母さんたちのニーズに十分応えられるようなものなのか。あるいは、また一層負担が増すのか。消費税を何か回してやるというようなことも書いているのですけれども、そういうことがきちんと、これにもし移行しようとするのであればなおさらなこと、この問題をきちんと知らせていっていただきたいなというふうに考えるのですけれども、そのあたりどのように考えているか教えてください。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） おっしゃるとおりだというふうに思います。

それで、子どももできるだけお知らせしたいということで、早くからそれぞれの児童館に設置されている母親クラブ、こういう懇談の中において、子どもちょっと参加させていただいて話をしてみました。ところが、この政権交代とかそういう中で制度が変わってしまったとか、つまり今まで説明したことが台なしになってしまったとか、そういうことが実はありました。現在も、まだまだわからない部分が、民間事業者であってもどうなるという部分が、まだわからない部分が多々あって、そういう中で子どもは説明したいのだけれども説明がしにくいという、実は状況なのでございます。それで、前回11月にアンケート調査を、6年生以下のお子さん全ての家庭でやらせていただいておりますので、まずは何か制度が変わるのでアンケート調査をしているのだということまでは理解していただいたものというふうに考えております。

今後は、子ども・子育て会議、定期的に開催していきますので、そういったことの話し合った状況もお知らせするような形が何とか示していけるように取り組んでいきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ぜひ、そのあたりきちんと、透明性のあるやり方で進めていっていただきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

それから、今、保育所、児童館、児童クラブを町が運営していますよね。それで、最近よく私たちの耳にも入るのですけれども、夏休みだとか冬休みだとか春休みだとか長期休暇ありますよね。そういうときの児童館、児童クラブですか、この運営なのですけれども、できればそういう期間、働いている人たちの実態に見合った受け入れをしていただきたいというようなことがあるのですよね。長期休暇だから、親もそうしたら長期休暇しているかといえればそうではないのですよね。それから、例えば農家の仕事の繁忙期等には、やっぱり一定の時間、親もそれにかかり切りにならないかならなければならぬと。そうすれば、それに合わせた時間で対処できるような方向に持っていっていただきたいというような意見があるのですけれども、こういうことに対しては今後どういうふうに取り組んでいかれるのか、そのあたり教えていただきたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 湖北地区に友遊児童館、それから湖南地区に子夢希児童館という児童館を厚岸町では運営しております。これはある程度、真龍小学校、それから厚岸小学校という通学圏にある子どもが主に利用している施設でございますけれども、スクールバスの待ち時間であるとか、そんな方も実は対象にさせていただいて利用を数年前から始めております。

また、夏休み、冬休み期間については、酪農地帯にある子どもたちの利用ができないかという保護者の要望がありまして、これも希望に応じて受け入れを始めさせていただいております。現在、小学校休業日、それから休校日においては、午前8時から午後5時30までやっておりますけれども、この時間帯で不足な状況であれば、そのご意見を検討させていただきながら、今後の計画づくりに反映させていきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

●石澤議員 おはようございます。

さきに提出した通告書に従って質問します。

最初に、子育て支援について。

今、賃金は低いままで、円安政策のもとで物価は上がり、生活がどんどん苦しくなっています。そういう状況では、子育て中の人も苦しい状況にあります。少子化対策のためにも、安心して子育てができる環境を今以上に整備することが必要だと思いますが、どうですか。

アとして、子どもの医療費を中学生まで無料にできませんか。

イ、給食費の消費税上乗せ分を町で負担することはできませんか。

ウ、子育て基金などをつくって対応することはできませんか。

2、高齢者の外出支援について。

高齢による運転免許証を返上した人、健康だが足腰が弱くなってきた人などの交通手段の取り組みが必要と思いますが、どうですか。他の町で取り組んでいる乗り合いタクシーやタクシー券などの助成は考えられませんか。

3、英語教育について。

文科省は、英語教育の開始時期を現行の小学校5年生から3年生に引き上げる計画を発表しました。教師の指導体制や、実施されることによる児童生徒の不安、負担などが考えられるが、町としてどう取り組むつもりなのですか。英語教育に対する考え方を伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の子育て支援についてのうち、初めに、子どもの医療費を中学生まで無料にできないかについてであります。ご質問は中学生までの厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する制度の拡大についてのこととしてお答えをさせていただきます。

質問者ご承知のとおり、この制度は北海道医療給付事業の助成制度を受けて実施しているものであり、厚岸町乳幼児等医療費の助成事業所の2分の1は北海道が負担しているものがあります。また、この制度については、これまでに4度の対象年齢の拡大を行ってきており、近年では平成20年10月に、入院と訪問看護に限定されておりますが、小学生まで対象年齢の拡大をしたところであります。

この制度の拡大については、昨年3月の第1回定例会のほか、これまでも幾度かご質問をいただいております。子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して医療を受けられるようにしてほしいとの思いは十分理解できますし、厚岸の未来を担う子どもたちの健やかなる成長は私が最も望むことでありますが、医療費の助成に拡大した部分については、道の補助制度の対象外となり、町の単独補助となることから、財源の検討が必要となります。

新たに必要となる財源ですが、直近の3年間の国民健康保険のデータをもとに推計した場合では、仮に現在の助成条件のまま中学生まで拡大した場合に必要な額が年間約1,400万円となり、ご質問にある中学生までの医療費の全額無料化を実施した場合は、年間約2,100万円が必要と試算され、この分については全額町の負担となることから、現段階ではご要望にお応えすることはできませんので、ご理解願います。

次に、子育て基金などをくって対応することはできないかについてであります。町では平成19年度から厚岸町単独事業として、子育てお助けブックの配布、保育料の助成、出産祝い金の支給、妊婦健康診査通院の助成を今年度まで継続実施しており、平成26年度においても継続することとしております。これらの子育て支援施策の財源は、予算編成の中で確保することができており、当面、子育て基金などの創設についての考えはありませんので、ご理解願います。

続いて、2点目の高齢者の外出支援についてのうち、初めに、他の町で取り組んでいる乗り合いタクシーやタクシー券などの助成は考えられないかについてであります。まず一般的な町民の足としての公共交通について申し上げます。

現在の車社会では、自家用車の普及により鉄道や路線バスの利用者が減り、減便や路線の廃止などが進んできており、このことにより特に自家用車の持たない高齢者や障害者の足の確保が難しくなり、どこの市町村においても鉄道やバス路線の維持確保が大きな課題となっております。また、バス路線などが廃止された場合の対策として、近隣の市町村の事例を挙げますと、釧路市阿寒町布伏内地区において廃止されたバス路線の交通確保手段として、廃止された区間から現在運行しているバス路線までの間をデマンド運行により乗り合いタクシーで代替対応をしております。

厚岸町においても、毎年度、地方バス路線維持対策事業として、国の補助制度の活用のほか、補助対象とならない単独路線についても近隣の市町村と協議を行い、乗り合いバス事業者に助成を行い、町民の生活交通路線としての路線の確保を図ってきておりますが、近年、利用者の減少もあり、便数等の縮小を図りながら、その確保を行っている現状にあります。一部の路線においては、それも限界に近くなってきました。

その打開策の一つとして、特に利用者が少ない区間においては、ワゴンタイプ車の車によるデマンド運行の導入の可否について検討を行っているところでありますが、このような運行を行う検討をする場合は、まず既存の乗り合いバスや事業者やタクシー会社の経営を圧迫しないように配慮しなければ、既存の地方交通の維持確保に支障を来す可能性もあることから、デマンド交通については、あくまでも既存のバス路線が廃止になった場合における代替としての導入を検討する程度にとどめているところであり、一般のタクシー利用助成についても同様の理由により実施していない状況にあります。

また、町民の交通手段の確保については、日常生活を送る上で欠かせない重要なことと考えており、患者輸送バス及びスクールバスの一般利用を実施し、市街地及び山間部

等における町民の交通手段の確保を行っているところであり、また、タクシーの利用助成については、重度心身障害者等の交通費助成事業を実施し、障害者の日常の外出支援に努めているところであります。

しかしながら、今後の町内の公共交通のあり方については、現在の状況をいかに維持していくかだけではなく、ますます進む高齢化への対策など、今後の町民の交通手段の確保として状況に応じ検討していくことが必要であると考えておりますので、今後さらに関係課との検討を行うとともに、各方面からの意見を伺いながら今後の町内公共交通のあり方についてさらに研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

子育て支援に係る給食費の消費税上乗せ分の町負担と英語教育については、教育長から答弁がございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富沢教育長） 続きまして私からは、初めに、ご質問1番目の（1）イ、給食費の消費税上乗せ分を町で負担できないかについてお答えいたします。

本年4月から消費税が3%上がることから、給食食材費についても同様にアップいたします。食材の仕入れに当たっては、これまで低価格で良質の物をと努力を重ねてまいりましたが、来年度、給食費を値上げしないとした場合は、従前の栄養バランスを考えた多彩な給食メニューを提供するのが非常に難しいと考えたところであります。

今回、給食費が4月から小学生で1食5円、中学生で7円の値上げとなりますが、値上げに際しましては、各学校のPTAであるとか、校長会、教頭会のご意見をいただいております。それぞれからやむを得ないとお話をいただいておりますし、学校給食センター運営委員会への諮問では妥当である旨の答申をいただき、去る2月19日の教育委員会において決定したところであります。

消費税上乗せ分を町費で負担することは、保護者への負担軽減が図られますが、給食費は受益者から負担していただく内容と考えますので、町費での負担については難しいと考えております。給食費は、食材費のみを保護者が負担しており、調理に要する人件費や給食センターで使用する全ての備品等は町の負担で賄われております。また、社会生活をしていく上で生活が困窮されている家庭については、要保護世帯あるいは準要保護世帯に対する支援制度の中で給食費の実費額が支給されており、子育て支援に取り組んでおりますので、ご理解願います。

次に、3の英語教育についてお答えいたします。

（1）文部科学省は英語教育の開始時期を、現行の小学5年生から中学生に引き下げる計画を発表した。教師の指導体制や実施されることによる児童生徒の不安や負担などが考えられるが、町としてどう取り組むつもりなのか英語教育に対する考えを伺うについてですが、文部科学省は、教育再生実行会議の第三次提言を踏まえ、初等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるということで、昨年12月に英語教育改革実施計画を発表いたしました。

具体的には、小学校では外国語活動を三、四年生から始め、五、六年生で教科として週3コマ設けるといふものです。本年1月に設置された有識者会議で詳細を検討し、中

教審の審議、学習指導要領の改訂を経て、小学三、四年生の外国語活動は平成30年度から先行実施し、平成32年度からの完全実施を目指しているとのこと。

今後、実現に向けた体制整備として、教員の確保や指導力向上のための研修、ALTなどの外部人材の活用、小学校の英語教科化の教材開発などを随時実行するという事です。まだ計画段階のもので、現段階において教育委員会や学校現場がすぐに対応を迫られるというものではありませんが、実現するとなれば、教える側の質が問われ、教員の負担が増すことは容易に想像できますし、児童においても不安や負担を抱えることが予想されます。

教育委員会といたしましては、グローバル社会で活躍できる人材を育てるためにも、英語教育の充実が必要とは考えておりますが、現場の体制を整えないまま前のめりで導入すれば、形ばかりで中身の無いものになりかねないと危惧しております。町教委では、平成22年度からALTを2名体制にし、英語教育及び外国語活動の充実に力を注いでおりますので、今後とも国の動勢を見据えながら対応してまいります。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 最初の中学生までの乳幼児医療の問題なのですけれども、今出してくれた数は、これは中学生まで伸ばして、それだけかかるという数字ですか、全部。そういうふうに理解していいですね。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今、議員おっしゃられたとおり、今、町長の答弁で述べさせてもらった数字は、中学生まで拡大した場合の数字となっております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 ほかの町村でもやっているのですけれども、釧路管内で言えば浜中、それから鶴居かな。鶴居は今度は高校生までという話も出ていましたけれども、浜中は中学生までですね。もう3年か4年目になるのでしょうかね。その時点で、思ったよりもかからなかったというのが、予定していたお金よりも中学生まで伸ばしたのだけれども、それほどかからなかった。鶴居では、村のほうでは町の負担にはならないという、そういう形の結論が出ているそうです。それで、こうやって見たら、厚岸町では基金はつくらなくてもやっていけるんだという言い方をしていましたけれども、子育ての部分でいろいろなお助けブック、保育料の助成、出産祝い金の支給、妊婦健康助成、これはずっと、今の一般財源の中でやっているのですけれども、こういうふうにしてできるということは、私は子育て基金をつくったからどうかというのは、一般財政の場合、基金って積んでいますよね。厚岸の場合は、年間111億円ですからそれを支えるためには、1割の基金を積みばいいということでないかと聞いたのですけれども、その辺はどうですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 町の全体の財政の中での基金の位置づけというご質問かなというふうに捉えましたけれども、よろしいでしょうか。

積み立てる基金の規模が幾らぐらいであればいいのかというのは、はっきりした物差しはございません。ただ、基本となる一般会計においては、例えば町税は今、大体10億円から11億円ぐらいの歳入が見込める状況がしばらく続いております。税の、例えば急激な落ち込みをめどとするならば、それと1年分とするならば10億円でありましょけれども、ただ、基金自体はそれぞれ目的がある基金もあるわけでありまして。歳入が落ち込んだときに補填する基金もあれば、それから災害需要に対応するための基金もある。それから、町の振興のために使う基金もあるということで、それぞれの目的に応じて基金は積み立てるということになっていますから、全体の中で物差しをどうだと、ざっくり言うのは余り適切ではないのかなというふうに思います。そういったあたりでご判断いただきたいというふうに思うところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 何かざっくりした質問でごめんなさい。

基金を立てるときに、こういう子育てを重点的にやろうというときに、5,000万円の基金を積んで、そして保育所の支援から、それから給食費の問題から、全て子育てをいかにしてやっていくかという、基金を積んでやっているところもあるのですよ。今回、根室の標津ですけれども、今までは、従前は道の予算と同じですから、厚岸町と同じだと思うのです。小学生まで、入院、通院医療費の助成と小学生も対象とした入院医療費のやつをそのまま、従前でも道の指令のままだったらいいですけども、今回、中学生まで医療費無料を広げたのです。つまり、この広げた中には、子宝・子育て対策という形で広げているのですよ。このままでは、町の少子化はもう止められないと。ですから、子どもを育てるだけの環境をきちんとつくるのだというのを全面に出してやっている。

標津は、ことし1,400万円という形で出ていますけれども、そのほかに高校生とか何とかいろいろ支援を出していますから相当な金額だと思うのですけれども、その医療費の部分で標津は一歩足を踏み出したのです。これは1,400は違いますね、標津はないですけども、そういうお金を出して、今、標津とかもやり出しています。つまり、厚岸町の子育てをどうするのか、未来の子どもたちをどうするのかを根っこに考えてやってほしいのですよ。だから私は、ずっと中学生まで医療費の無料化はできないかと何回も言いました。そのことによっ

て、若い子育て中のお母さんがどれだけ助かるかも話しました。いろいろな形で子育ての助成、子どもが生まれたときの、生まれるまでのこととか支援してくださっています。これもすごいことだと思います。それにプラスして、どうしても中学生までの医療費の無料化は必要だと思うのですけれども、その辺は今はできませんということなのですけれども、ぜひ検討してほしいと思うのですけれども、どうですか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 厚岸町、このたびの試算で出した金額ですけれども、このたび1年分のレセプトを拾って試算したので、2,000万円という数字はかなり正確というか、近い数字になっていると思います。今の段階では、どうしても一般財源の中でやらなければならないということで、議員おっしゃるとおり、本当にやれば、胸を張ってやりますと言えればいいのですけれども、ほかの事業との兼ね合いもまだありますので、今後、厚岸町全体で子育て支援の中で、今言われた基金等も含めまして検討をさせていただきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 これ、本当に厚岸の未来なんですよ。子どもたちは。

次に移ります。

給食費のことなのですけれども、一般財源の中で給食費を上げなかったら中身が悪くなるという話でしたけれども、一般会計で行う公共料金は法律で納入しなくてもよいことになっているというのがあるのですけれども、消費税法第16条第6項なのですけれどもね。自治体が一般会計に係る義務規定、結果的には納税が発生しない仕組みになっているのですけれども、こういうのというのは利用することはできないのですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時34分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

教育委員会管理課長。

●管理課長（佐田課長） 大変貴重な時間、申しわけなく思っております。

給食費につきましては、私会計でありますので、消費税の申告をしております。それで、食材費の5%を課税されております。それから収入として5%入ってきますので、その食材費が多いと還付として戻ってくるのですが、平成24年度の実績においては1万1,953円が還付されているという状況になっております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 私会計だというのはわかります。ただ、言いたいのは、2008年に学校給食法が54年ぶりに改正されましたよね。栄養補給から食育重視の目標になりました。厚岸の場合はどうなっているのかわからないのですけれども、一つの学校の一つの栄養教諭の配置をすることが求められています。でも、それは厚岸の場合は無理かなと思うのですけれども。

教育の均等とか義務教育の無償化と見れば、そんな全部を、私は給食費を全部無料にすれと言っているわけではないのですよ。今、いろいろな物価が上がり、それからガソリンでいえ、灯油でいえ、生活のもの全て上がっていますよね。そういう部分の生活を支えるために、今の子育て世代をどうやって支えるかと考えたときに、給食費って微々たるものかもしれないですけれども、そのことに関して、やはり町として負担をして、町でお金を負担をするということを考えてほしいと思うのですよ。給食費の中で考えれと言っているわけじゃないのですよ。その3%部分を町の財源から、今ここに人件費とか、それから運営に伴う町費など一般財源が出ている部分もありますけれども、その部分で考えてほしいというのですよ。だから、子どもたちが3%の消費税が上がったことによって、給食の材料等が下げられるなんてもってのほかです。そういうことを言っているわけじゃないのです。その部分に対しての支援ができないかということをおっしゃっているのです。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） 給食の実施に当たりましては、これまででもできるだけ地元産のものを使ったりですとか、できるだけ安価な食材で、しかも栄養バランスに富んだ中でメニューを考えながら行ってきているというところでございます。現在の給食費の額については、平成13年度に改正されておまして、これまで額については据え置きということで頑張ってきたわけですが、本年4月からの消費税が3%上がるということで、5%から8%に上がるということで、食材費全体として考えますと120万円ぐらいの支出が出てくることとなります。そうしますと、これまでと同様の栄養バランスに主眼を置いた給食を提供していくということは、大変難しいなというふうに思ったわけでありまして。

議員おっしゃいますように、給食費が上がりますと当然負担が出てくると思います。それで、現在の給食費なのですけれども、小学生では今207円であります。それから、中学生では254円あります。それが4月からは、小学生で5円値上げしまして212円となります。中学生では7円値上げしまして261円という形になるのでございますけれども、この212円、261円といった額が大きい小さいかというのについては、それぞれの家庭においても違ってきているとは思いますが、昨今、コンビニ等が出た中でいきますと、通常200円前後ですとおにぎり1個と飲み物1つを買おうと200円から250円ぐらいの額にはなってくるのかなということをお考えしますと、給食費の額自体をとった場合、それほど高額な額ではないのかなというふうに思いますし、私自身も数年前までは小学生、中学生の子どもを持っておりまして、給食制度に関しては非常にありがたいなというふうには思っております。とはいいいながらも、金額が上がることに対して望む方々はいないと思いますが、理解をいただきながらよ

い給食、子どもたちが喜ぶような給食をしていく中で、理解をしていただく中で頑張っていきたいといふふうに思いますので、ご理解いただければなといふふうに思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 その、安いかわからないかということですが、本当に生活していくためのお金が上がっていないのは確かなのですよ。たかが5円ですよ、たかが7円です。それでも大変な人は大変なんです。だから考えてほしいと思います。本当に給食費というのは、本来ならこういう学校給食法によって定められていれば、本来なら無料なはずなのです。それも国のお金が出てこないこともあるのでしようけれども、そういうのも含めてやはりもう少し子どもたちのことを考えて、コンビニというお話をしましたけれども、毎度毎度コンビニで買っているわけでもないだろうし、考えたら一生懸命安い食材を買って子育てしているお母さんたちたくさんいるのですよ。夕方の、それこそフクハラとか、それからポストかですけれども、半額とかなったときに行って並んで買っているとか、そういうこともあるのです。だからそういうのも含めて、もう少し考えてほしいと思います。

次に移ります。

高齢者の外出支援なのですけれども、バス会社とかタクシー会社とかそういうことで、こういうことの相談はしたことはないのですか。何か今、これを書いていると、経営を圧迫しないよということなのですけれども、そうではなくて、こういうふうな町との取り組みで、このタクシー会社やバス会社を巻き込んだ、そういうような取り組みというのはやっていないのですか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） お答えします。

実際に、具体的にデマンド運行をしなければならないというときには、バス会社、タクシー会社、JRさんとかを巻き込んだ協議会を立ち上げてお話し合いをしなければならないのですけれども、今現在ではまだそのような業者、バス事業者集まっての協議はしていないところでございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富沢教育長） 再度のご質問でしたので、お答えいたします。

確かに、3%分上がる分について負担をいただくというのは大変心苦しいですけれども、逆に言うと、今まで給食費というのは、やはり原則、受益者負担という中で、しかも先ほど申し上げたとおり、そのほかの部分については一切町が賄っているのだということですので、この3%部分だけを町費負担にするというのも、逆に言うと、いろいろな意味でのバランスの中でも、今後のことも考えると私自身もいかなものかなといふふうに考えるところでありますので、この点についてはご理解をいただきたいといふふうに思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 これ、戻しちゃうんですけれども、3%から5%に上がるのですよね、下手したら。上がってくれないばいいのですけれども。だから10%になりますよね。だから消費税分を全部負担すれと言っているわけではないですけれども、ほかのものも全て上がってきますよね。そういうときでも、基本的に受益者負担と言っていますけれども、やはり学校の一つの食育とうたっている以上は無償化の一つだと思うのですよ。だから、地産地消といろいろなものつくっていますし、使っていますし、それから子どもたちにおいしいものを食べさせたいという、そういう思いもあるでしょうから、給食センター頑張っているのもわかります。わかりますけれども、それに対しての食材はどんどん高くなってきますから、それを全て子どもたちに、親に負担させるのではなくて、やはりそれは考えてほしいなと思います。

それから、タクシーのほうなのですけれども、実際にやって厚岸の中でも結構高齢になって、まだ遠くなんでバスもなかなかないというので、自分の用事を足すために高齢で走っている方いらっしゃいますよね。見た感じ、見ていると、町内だけですけれども、わあ、大変だなという運転の方もあります。実際、高齢の方が運転していて起きた事故もあります。そういうのもありますので、そういう人たちの中で、自分の旦那がとか、自分自身もそうですけれども、もう年とっちゃって運転はおっかないのだけれども、免許を返しちゃったのだよと。だけれども、日々の生活の中でちょっとしたところに、町内で行ける範囲でタクシーを使うとすごく高く大変なのだ。そういうときに、タクシー券なんかを町のほうで用意してくれたらどうだろうかという。だから、回数にすれば往復で4回ぐらいでどうかなとか、そういうような声も上がっているのですけれども、そういうのはどうですか。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富沢教育長） 同じ答弁になって申しわけないというふうに思うのですけれども、逆に言うと、例えば今3%負担する、この次の2%どうするのだというふうな部分、いろいろとある。ですが、これはやはり一つには、僕は税金という大きな流れの中の一部ですから、その中で、ここの部分だけを負担するというのがいかなものかなというふうに思いますし、もう一つは、確かに給食という法律はあるのですけれども、給食をしていない自治体も中にはあります。というのは、これはやはり原則として、食事というのは個人負担だという大原則があるんだと思うのです。その中でも給食というのは、食材以外のお金を取るなど、それ以外のものは自治体が持ちなさいというのが、僕はその趣旨にのっとったものだというふうに考えているものですから、その中ではやはり最低限度のご負担は、申しわけないんですが、かけさせていただきたいということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 高齢者へのタクシー券の助成はできないかというご質問だった

かと思えますけれども、現在の高齢者福祉対策の中では検討しておりませんので、現状のところでは支給する考えはございません。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 これ、福祉タクシーとか、それから介護保険とか、そういうの以外の話です、これは。それで、例を挙げますね、やっているところあるのですよ。今回の過疎対策に出ていますけれども、この中にもありますよね。生活交通の確保とか、これはデマンドタクシーの運行というようなことを書いてありますけれども、訓子府町でやっています。町内どこでも初乗り料金で530円、これは残りの部分を町が補助しています。町内一つのタクシー会社と提携を結んでやっています。ここは月4回です、8枚出していますね。もっと増やしてほしいという要望もあります。ここは75歳以上で登録制です。現在293名、こういう形でやっているところがあるのですよ。やはり自分で元気で生活したいし、家の中にどうしても、免許を持っていた人が免許がなくなると出るのも大変になってくるし、いろいろな地域でいろいろな行事があったとしても出なくなってきましたよね。誰かに乗せててもらえばいいのですけれども、そういうのも含めて、元気なお年寄りがたくさん増えてもらうというのは大事なことだと思うのです。そういうのも含めて検討してほしいと思うんですけれども、どうですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これまでも、やはり高齢者福祉対策において、現在は高齢者バス券と交付しておりますけれども、地域によってはバスの走っていないところもありますから、いろいろなご意見もいただきましたけれども、それは現状変えていない状況であります。ここに新たな公共交通の一つと考えると、先ほどから答弁されている内容に、やはり今の公共交通の維持というものもやはり、その町の町の考え方があるでしょうけれども、厚岸においては、そこにバス会社等への営業への影響を与えるような状況、これを心配している状況になりますので、その中では、今、高齢者福祉だけを捉えた対策というのは公共交通のあり方がまず優先的に考えるべきではないかなと、そのように考えてございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 バス会社のためですか、そうではないと思うのですよ。公共交通も大事だと思います。だけれども、バス会社がそこまで行くのがちょっと大変なんだと。だけれども元気です。その細かい動きの中でタクシーを使ってほしいというのが、別にバス会社がやれなくすれと言っているわけじゃないのです。だから、そういうような交通のあり方もこれから考えていってほしいと思うのですけれども、それはできませんか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） バス会社、タクシー会社それぞれの営業もございますので、その辺、

ちょっと勉強をさせていただければと思います。あくまでも、まず既存の公共交通、これをまず守って何ができるのか、そういうちょっと勉強をさせていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 大きく厚岸の公共交通も含めて、本当にきちんと話し合ってみてください。これ、早い時期に来ますよ、本当に、高齢者ばかりになったときに。だからそれも含めて、今から考えていってほしいと思うのです。これは前にも何回も言っていますけれども。そういうことがあって、この訓子府とか、それから小清水町とかほかの町村では動いていっています。それが実際あるのですから、厚岸町の場合は、町の中に住んでいる人も多いということもあるのでしょうか、離れている人の場合は病院バスとかありますけれども、高齢者だけの生活の部分も出てきますから、それを含めて大きなもので考えて、今の路線を守るだけでなく考えていってほしいと思います。

次に、英語教育に移ります。

小学校の教員の課程では、英語を教えるというのはないですよ、ありますか。小学校教員になるときに、英語を教えるという課程はあるのですか、ないですか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 現行の小学校の先生方は、英語を教えるという上での教育の課程の大学は、大学というか、大学でそのような課程はまだありません。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 今もそうですけれども、ALTですね、その人たちが来たときにコミュニケーションをとるのに、とれる方ならいいのですけれども、そうでない場合は担任の先生がちょっと大変な思いをしているという話を聞いたのですけれども、子どもたちは今のALTの先生方と、今は英語教育ではないですよ、英語活動、外国語活動と言うのですか、という形で、そういう英語になじんでいくというか、そういう文化を吸収できるとので、子どもたち楽しそうにやっていますよね。1年生から厚岸町の場合はやっているのですか、それとも3年生ぐらいからやっているのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 基本的には、今、教育課程に位置づけられているのは、小学校五、六年生で週1時間、外国語活動というのが設けられております。町教委といたしましては、その外国語活動を想定して各学校にALTを派遣しておりますけれども、学校規模によりましては、小学校1年生の総合的な学習及び生活科の学習において異文化を学ぶということでALTを活用しているとかで、1年生からALTを活用している学校もありますし、五、六年生限定で活用している学校も多々ございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 それで、英語教育、私も英語教育を受けているのですけれども、中学生から高校と、全然だめなんですよ。英語のえの字もわかりません。そういうような、日本の英語教育ってそうなんですよ。わかる人はやはり突出して英会話もできますし、文章も書けます。そういう段階でなっているかもしれないのですけれども、今の英語教育の状態をそのまま小学校におろしてきて、そしてまたそれが小学校3年生になったときに、子どもたちは中学校になった途端、私らのころはです、中学校になった途端に英語になじんでいくこと、その時点でどんとシャットアウトしてしまう子っているのですよね。それが、今、グローバルのためと言っていますけれども、それが早い時点で起きてしまう可能性もなきにしもあらずだと思うのです。

それと、もう一つは、この英語教育を入れることで、国語とか算数とかとそういう、子どもたち、今、大事な教科がきちんと時間をとれるのでしょうか。それとも、土曜日とかそれから夏休みとか冬休み、休みの間にそういう授業を持つということにもなるのですか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 議員おっしゃるとおり、現在でも過密化しているこの時間割の中で、どのように時間を確保していくというのが、これから文科省なりとかがいろいろ議論していくものだと思いますけれども、今ある程度示されているものによりますと、小学校五、六年生で英語を教科化にして、現在、外国語活動として週1時間設けているものを3コマに増やすと。それだけで授業で2時間増えるという形になります。今現在、小学校の五、六年生は、週28コマあります。28コマといいますのは、一週間のうち5時間授業の日が2日間、残りの3日間は6時間授業という形になっております。そのうちの1コマを増やして29コマにします。これで1時間増えます、残りの1時間をモジュール型といまして、1日15分程度、お昼もしくは朝の1時間目が始まる前に、その15分のモジュール型を3日間、これで45分、もしくは10分のモジュール型、朝の学活の前あたりに10分を5日間設けて50分間というのが、今、文科省のほうが考えているものだそうです。

我々としても、情報いろいろ集めているのですけれども、現時点ではそういうまだ計画の段階ということが伺っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 すごい本当に聞くだけで、子どもたちも大変だし、先生方も大変だと思うのでよ。小学校の先生ですから、担任の先生がやるんですよ、英語はね。例えば、そうでなくて、学校ごとに英語の先生を、英語専門の先生を置くことができるというふうに文科省では言っているのですか。それとも支援が出るのですか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） この話も全てまだ計画の段階で、詳細の情報は我々のもとにも来ていないのですけれども、一応、専科教諭、これは大学の養成のほうからも始まるのですけれども、基本的に小学校三、四年生の外国語活動は担任が中心になって行く。教科化を想定している小学校五、六年生の英語については、専門の、要するに専科教員と担任等々のTTを想定しているという情報が得ております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 厚岸中学校とか真龍中学校とか、それから小学校ですか、厚岸小学校、真龍小学校とかというふうに人数が多いところでしたら教員の配置というのは可能でしょうけれども、小さい学校では、小さい学校でもその専門のために教員の配置できるような状態になるのでしょうか。もしできなかつたとしたら、町でその人を雇用して、そこに配置するということは可能なのですか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） これもまだ計画の段階で、はっきりしたことじゃないのですけれども、今、巡回指導教員という、そういうシステムがあるのです。拠点校がありまして、いろいろな兼務校というところに行くんですけれども、文科省の一つの案といたしまして、例えば厚岸町内であれば小学校が5校あるわけなんですけれども、2校には専科教員を置いて、残りの3校については専科教員を加配しましてその3校を回る、そんな案もあるようです。しかし、町でそういう専科教員を云々というのは、予算のこととかもありますし、まだはっきり計画がおりてきておりませんので、今回の問題がはっきりした形になったときに改めて考えなければいけないことであるとは考えております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 本当に英語教育というかそういうこと、外国語になれるということはとてもいいことだと思うのですけれども、子どもたちや、それから担任の先生に負担のかからないようにということも含めて、教育委員会からでもいいのですけれども、こういう問題があるというのをやっぱり上に上げて行ってほしいなと思います。そういうふうに質問して終わります。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 我々も、先ほどの教育長の答弁にもありましたけれども、非常に危惧している問題でもありますので、情報を収集して学校現場に混乱が起きないように対処してまいりたいと思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、3番石澤議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩入ります。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を続行させていただきます。

5番、中川議員の一般質問から進めてまいります。

5番、中川議員。

●中川議員 私は、第1回定例会に当たりまして、通告しておりました2件について質問をさせていただきます。

一つ目といたしまして、陸電の施設についてであります。

(1)として若竹第1、第2の埠頭に何隻用の陸電施設が設置されているのか。それから二つ目に、陸電施設の増設の要望がありますが、町の考え方をお示してください。

それから、大きな二つ目に、資源ごみの収集についてであります。(1)として、三年間の資源ごみの収集の数量、金額を示していただきたい。それから、(2)の今後、資源ごみを増やすべきと思うが、どう考えているか。それから、(3)生ごみの収集の数量及び金額を示していただきたい。

この2点で質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番中川議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の陸電施設についてのうち、始めに、若竹第1、第2埠頭に何隻用の陸電施設が設置されているのかについてであります。陸上から船舶に電力を供給する電源ボックス、いわゆる陸電施設であります。厚岸漁港には現在、若竹第1埠頭先端に2組分の電源端子を備えた電源ボックスが1カ所、若竹第2埠頭にも2組分の電源端子を備えた電源ボックスが4カ所設置されており、1組の電源端子を1隻の漁船が使用した場合、同時に使用できるのは若竹第1埠頭では2隻、若竹第2埠頭では8隻であります。これらの陸電施設は、厚岸漁業協同組合が設置し、主にサケ・マス流し網漁船、さんま棒受け網漁船、イカ釣り漁船の準備、休憩の際に使用されております。

次に、陸電施設増設の要望があるが、町の考え方を示していただきたいについてあります。漁船には作業灯や機器類のほか、停泊中も船内での生活に必要な照明、冷蔵庫などが電力を必要とし、陸電施設がない場合には常にエンジンを稼働させ自家発電を行う必要があります。重油使用料の増大につながっております。

このため、若竹第1埠頭の静穏度対策岸壁の整備の際に、外来漁船や厚岸漁業協同組合組合から陸電施設の整備要望を受け、当町も連携して国に要望を行った経過がありますが、国

の直轄特定漁港漁場整備事業においては、現在、陸電施設の整備は、保留施設の付帯設備として陸揚げ作業に普通なものに限って認められており、準備、休憩を対象としたものは認められていないとのことで、実現には至っていないというのが現状であります。

しかしながら、陸電施設は漁船に生活用の電力を供給することにより、発電用の重油使用量を抑制するとともに、温室効果ガスの排出削減にもつながることから、厚岸漁業協同組合と連携し、引き続き、準備、休憩も対象とした陸電施設の整備を国に要望してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の資源ごみの収集についてのうち、初めに過去3年間の資源ごみ収集の数量、金額を示していただきたいについてであります。平成22年度の資源ごみの収集量は834トン、このうち資源ごみの売払代は1,570万円、平成23年度は848トン、1,450万円、平成24年度は791トン、1,150万円となっております。

次に、今後、資源ごみを増やすべきと思うが、どう考えているかについてであります。現在使用しているごみ焼却処理場と一般廃棄物最終処理場の延命には、ごみを分別することにより処理量を減らすことが必要不可欠であります。このため、毎月、町広報誌で分別収集量の変化や分別に当たって注意すべき点をお知らせし、資源となるごみのリサイクル率を高めるための協力を呼びかけているほか、収集に当たってイエローカードやレッドカードを活用し、戸別の分別指導も行っているところであります。

今後も、リサイクル率のさらなる向上を図るため、資源ごみの分別徹底に取り組んでいく必要があります。特にプラスチック、廃食用油、古布、小型家電、雑紙のリサイクル率の向上が上げられますが、平成26年度は、現在、燃えるごみとして収集しているティッシュペーパーの箱より小さな雑紙について、町民の皆さんのご理解とご協力を得ながら分別収集に取り組んでまいりたいと考えております。今後も、リサイクルに関する情報収集に努め、リサイクル率の向上になお積極的な対応を図っていく考えであります。

次に、生ごみの収集の数量及び金額を示していただきたいについてであります。生ごみ分別収集については、平成25年4月から開始しましたが、平成26年1月末現在での収集量は525トンとなっております。なお、金額については、堆肥センターで堆肥化処理を行い、町営牧場の草地へ肥料として散布しているほか、水分調整用の戻し堆肥としてセンターで循環利用しており、金額を示すことができないことをご理解願います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 5番、中川議員。

●中川議員 今、私の1回目の質問の2つにつきまして、町長から答弁いただきました。

その2回目の本題に入る前に、私も今、議員生活27年を過ぎたところでございますけれども、その後、9年間、組合の役員として組合の要望等々をこの議会の一般質問を通じまして、いろいろ町長やこの10年間ですから、担当課長もかわられておりますけれども、そのかわられた課長の皆さん方の協力を得ながら要望に応じていただいたところでございます。

その一つ、町長も思い出していただけると思いますが、この組合の関係で、あの第1埠頭のあずまやとか先端場がありますが、あの辺に簡易な風呂を用意していただきたい、つくっていただきたい。そして、管理運営は組合でやりますということで私も一般質問をさ

せていただいたんですけれども、これは、かなうことができませんでした。そのかわり、当時ありました、今でもありますが、市場の裏側にシャワーの設備がありまして、それが、そこをこれまた担当課長からもいろいろお聞きしますと、非常に風呂にするのにも保健所等々の問題がありまして、難しかったというお話し聞きましたけれども、今、風呂にかえていただきまして、組合の職員のお話し聞きますと外来船も使っていたらと、ああ、よかったな、このように感じていたところでございます。

それからもう一つ、これは私は質問しておりませんでしたけれども、厚岸漁業協同組合の船頭会等の要望がありまして、あの第1埠頭の先端に静穏度の船がどこから風が吹いてもいいように、これは国費だったと思いますけれども、十五、六億円をかけまして、当時は政府が違っていましたけれども、私もかなり時間がかかるのではないのかなと、このように考えておりましたけれども、あのようによく早くに立派な施設をつくっていただきました。これは、国はもちろんでありますけれども、町長の政治力を発揮されて、あのようによく外来船が多く利用しているところでございます、心から役員の一員としても御礼を申し上げたいなと、このように思っているところでございます。

それから、本題に入りますけれども、今、その静穏度のところに理事者の皆さんもごらんになったと思いますけれども、この二、三年はさんまの漁場が非常に遠くて、花咲沖が主でございます、なかなか地元に入っていだけませんでした。ところが、イカ船が入りまして、地元の船もありますけれども、約5億円近い水揚げをしていただいております。この外来船のいろいろお話し聞きますと、今、町長からもお答えいただきましたように、陸電の施設をつくってほしい要望でございます。今、静穏度のその場所につきましては、立派な施設でございまして、どこからか風が吹いてもあそこに入っていればもう心配ないという施設でございまして、外来船からも喜ばれているわけでございますけれども、どうしても陸電の施設が欲しいと。それで、組合、市場の職員を通じまして、どのぐらい施設があるのか聞きましたら、今、1回目の答弁にあったように、この数だそうでございます、少しでも、そしてまた、イカを例にとりましても、それが多いわけでして、なかなか数が足りない。それで、厚岸沖のイカでも少々遠くて油かかっても釧路のほうへ行ってしまうというのが船頭なり船主の考えだそうでございます、これなら大変だなと。今、組合長はごらんのように、今、世界を駆けめぐってございまして、留守番役の専務と相談して、何とかこの私も議員ですから、ぜひ、ひとつ一般質問で頑張っていたらとお願いしたいという要望を受けまして、一般質問をさせていただいたところでございます。

それから、この2点目の資源ごみにつきましては、私たちも所管事項調査で、ごみ焼却炉の資源ごみの分別等々を見せていただいたこともあったのですけれども、これ、私も忘れもしませんが、去年の10月だったと思いますけれども、管内の議員でつくっています山を見る会、これが去年厚岸でありまして、町長も記憶あると思いますけれども、それでちょうど、この山を見る会の会長さんはここにいないと思うのですけれども、精進が悪くて雨降りだったのです。それで車の中で回って皆さん帰られたのですけれども、その際に町長が、地元町長ということで歓迎の挨拶をいただきました。その際に、今ここにも示されておりますように、1,200万円の資源ごみの収集だと。そして、その半分はこの木を植えるほうに回したり、あと、また焼却炉の管理運営に使っているんだというような話を、その歓迎の挨拶で言っていただいて、私もびっくりしたんです。こんなに町民の協力で1,200万円も集まるんであ

業協同組合と連携しながら、これからまた改めて要望していきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただいまのご質問いただきました資源ごみ、特に新聞紙等の関係でございますけれども、町内には古紙回収業の方々が入っております、新聞紙、雑誌などにつきまして、資源ごみとして取り扱った中で、各家庭からの排出されましたごみにつきまして、有価物として古紙回収業者が引き取りまして、ゴミ袋やトイレトペーパーなどに交換しているのが現状であります。

各家庭からごみとして出されて初めて収集となりますので、私たちにおきましても町に出していただければ、その中でまた町の資源とした中で資源ごみとして売らせていただきまして、いわゆる緑の循環構想に基づく中で、先ほどご質問者がおっしゃっていただきましたとおり、ごみ対策と植林や植樹を一体的に結びつけた中での政策展開を図っている、この緑の構想に基づいた中で、売却収入の一部を環境保全基金に積みまして、これを財源としまして山や河畔への植樹、さらには厚岸湾、湖の水質保全を図り漁業生産に貢献することを、この緑の循環構想と言っておりますけれども、本当に町民の皆様が行っていただくこの分別が間接的に森林づくり等々に役立たせていただいているという状況でございますので、これからは機会あるごとに町広報誌等を活用しながら、町民の方々にこの新聞紙のみならず、資源となるごみの徹底分類をしていただきまして、出していただくような努力を改めてご協力をお願いするように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 5番、中川議員。

●中川議員 今の産業振興課長からも答弁いただきました。1回目と町長の答弁と同じようなあれなのですけれども、結局、荷上げとかそういう場合には陸電の施設もいけれども、船の乗組員のテレビを見たり、ラジオを聞いたりするあれには国も認めないというような話でしたけれども、これですね、私はどうしてもできなければ、町長も水産業対策協議会ということで、会長ということで、外来船に応分のご理解いただいておりますし、これは私の考えだけなのですけれども、また余計なこと言ったら下のほうで専務が、この私の発言を聞いていたら後で怒られますけれども、これは町の考え方で、どうしても町長の政治力をいただいて、今、国に普通のあれはだめなんですと言われているやつでも頑張ってもらってつけていただきたいなど、こう思うのですけれども、それがどうしてもだめであれば、組合とそれからこの船が入ることに対して、町のほうにも油屋さんとか、やっぱり仕入れる店屋さんも多く入ると思いますし、これ最悪の場合、町と組合で電気料等々折半になるかどうか分かりません、これは私の勝手なあれですけれども、持つようにして、もう少し増やしていただけないのかなど。そうすると、釧路に行かなくてもここに入っていれば、うちの組合のこう銭も入りますし、それは非常にいいことなので、そういう考え方は持っていないのかなというのが、私の今の答弁いただいたことの方なので、

それから、ごみの関係ですけれども、今、私が質問する前に課長から言われたのですけれ

ども、これ私、何人かと相談しています。こういう質問をしたいのだけれども、皆さんどう思いますかという質問をしたら、いいんでないですか、やっってくださいと言ってくれました、賛成してくれたのですけれども、中川さん、そうやってやっても、今、課長が答弁してもらったように、古物商さんは、袋やらそれからティッシュやられますよね。したけれども、町は何もくれないでしょうと。そうすると、何ぼ叫んでもどうしてもそっちに行くのが多いんじゃないのという人もいますけれども、これ参考までなんですけれども、うちの女房が十勝の音更町の出身なんですけれども、音更はもう早くからこの資源ごみを収集しています。そして、どのぐらいあれなのかわかりませんが、厚岸は自治会といいますけれども、向こうは町内会なんです。町内会に還元しているんですよ。個人ではなくて、どここの町内会に還元しているのですよ。そうすると、やっぱり町内会でも活動資金に回っていくんでないのかなと、これも一つの方法かなと。

だから、自分らも個々にごみ袋が入ったり、ティッシュが入ったりすると、それから後でここでいう自治会に金が回ってきて、町の補助金というか、そういうのが回ってきて、間接的に使えるのが、どっちが町民が協力してくれるかわかりませんが、やっぱりあのごみというか新聞紙やら、今、課長が言われるように、車でもう山に積んでいくあれから見たら、もったいないなと思って。崩れないように網かけて、そして荷づりして持っていくんですけれども、それを全部といたら、今度古物商に怒られるかもしれませんけれども、やっぱり半分以上でも厚岸町に押さえたら、これは最高でないかなと思って、私質問させていただきました。

それで、どうでしょうね、自治会にどのような案分するか、それはわかりませんが、それはこれからでしょうけれども、やっぱり協力してくれた自治会に還元するというか、自治会の行事等々に使っていただくようにするとか、そうするとおのずと集まってくるんでないのかなという気がします。

それから、さっきもちょっと言い忘れましたけれども、生ごみですね、これは本当に私、何回もかなり苦情が起きていまして、臭いとか、今度今ころでしたら、外へバケツに入れていたらしばらく。それで、今度、夏になったら収集の人々が臭くて大変でないとか随分言われて、あんな小さいものに集めたってどうするんだとか、随分批判はもらったのですけれども、今、批判聞いていませんね。町に来ているかどうかかわかりませんが、やっぱりすごいな、この町民の協力ってと思って、改めて私から町民に感謝したいなと思っているのです。その成果が今、課長から答弁されたように、農家のこういうものにまかれてもうやられていると。いいことだなと思うのですけれども、私ただ今も言うように、非常に臭いとか何とかと随分文句言われた町民が、私今聞いていませんので、本当にありがたいなと。本当に私も、立場、生意気ですけれども、私も本当に町民に感謝しているところなんです。

そして、このごみもやりましょう。これいいと思いますよ。その変わり、さっきも私言いましたように、課長の手元は大変だなと思いますよ、仕事が増えるかどうかです。何とか、広報誌とかそういう面でPRしたりしていますよと、こう言っていますけれども、私実施するのは、余り目にしていませんでした。本当に恥ずかしながら。ですから、防災無線等々、月に何回か流していただいて、これが軌道に乗るまで、その広報誌のPRもいいでしょうけれども、やっていただければかなりの量が増えるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 陸電施設の水対協というお話も出ましたけれども、この施設整備については、実は静穏度のその施設で整備をしてほしいという要望をしたときに、国のほうでは、基本的にはできないということの話の中で、一応、一度、概算ですけれども、見積もっていただいたことがございます。そのときに出た金額が2,000万円以上の金額が出ております。それも、今あそこは地元船も使っていますし、外来船も使っていると。それから、その船の大きさも29トン型の船から、イカの10トン未満船も含めて使っておりますので、その使い方と、それと、それから必要な電力といえますか、量がなかなか制御がしづらいということがあります。

ただ、陸から電気が欲しいという部分でいけば、船のほうは要望は当然強いですから、それらに全部応えるためにそういった設備を整備しようとする、そういう2,000万円というのもそんな過大なものではなくて、かなり抑えた金額であれしていましたので、当然使う量が多い、もっとこういう場合も、こういう場合もという話になりますと、もっと大きな電力を必要としますので、設備も大きくなってきますので、そういった意味からすると、やはりその部分は地元で整備をするというのは、かなり財源的な部分を含めて、それは難しいことだなというふうに思っています。

ですので、国の事業の中で何とかお願いできないかなということ、引き続き要望をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） まず、1点目の各自治会等においての中での新聞紙等の収集体制、助成金等を活用した中での検討ができないかというご提言でございます。

確かに、先ほどのお話に戻させていただきますけれども、今、戸々の中での資源ごみとして新聞紙等も資源ごみの日に出していただいている方も多々いらっしゃいます。ただし、先ほど申し上げましたとおり、町内くまなく古紙回収業の方々も実質的な中で町内に入られて、資源として出されたものを回収いただいて、それぞれ古紙回収業者のほうから対価としてビニール袋、またトイレットペーパー等と交換している実態も多くございます。広く言えば、資源循環の中では古紙回収の方々も持っていただきまして、厚岸町のごみについても、大きな意味での資源循環はしているということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、町内の中での資源ごみとしての売り払いとして、また基金に積んだ中で大きな活用ができないかというご意見でございますけれども、確かに他の町村でも集めた量に応じた中で、各自治会等に助成金等をお出しした中で収集を確保いただいたりしているケースもあるというふうに聞いておりますし、厚岸町においては戸別収集ではございますけれども、他の自治体の取り組みが厚岸町として検討できるか、その辺も十分に他の町村の情報等を聞き取りさせていただきながら調査検討をさせていただいてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

さらに、2点目の生ごみの関係でございます。

4月22日から町民の皆様の大変なご理解、ご協力をいただきながら、生ごみの分別収集を行わせていただきました。私どもも、当初、回収する前に、バケツ等につきましても各戸配布、職員等も収集車について、各ごみ箱等に配布させていただきました、どうか4月22日のスタートをさせていただきました。

その日、新たな取り組みの中で、当然この面倒くささというのもございます。新たな事業を組む中で、面倒くささ、さらにはにおいの問題、特に夏場のにおいの問題ということでは消臭剤等もお配りした中で、いろいろと使い方等も説明を入れさせていただきました、配布はさせていただいたところでございます。

私どものほうには、当面いろいろな情報というか、苦情等をいただけるものだと思っておりましたけれども、幸いにしてといたらおかしいのですけれども、順調な中で直接的なそういう苦情はなく、逆に分別等の方法について改めてお聞きしたいとか、そういううれしいお問い合わせのほうが当初多かったのが現実でございます。

今、議員おっしゃいましたとおり、各家庭の中で努力をいただきながら、本当ににおい対策を含めて、場所もそうですし、いろいろご苦労されて出していただきながら、このような形で大きな数量を集めさせていただきました、資源化が図られているわけでございますけれども、私どもも女性団体との方々ともお話しする機会がありまして、各家庭でのごみの出し方、例えば、生ごみ、そのご家庭ご家庭の食生活の状況に応じまして、野菜が多いとか、こと厚岸の場合につきまして魚介類を食べる機会が多いと、そういう中ではやはり生ごみが出る機会が多いという中で、家の冷凍庫等を保有している方につきましては、そういう生ごみについて収集日の前まで凍らせた中で出すなり、におい対策を図られているというケースもありましたし、それぞれご家庭でやられている、工夫されている点もあろうかと思ひますし、改めて私どももそのような苦情、当然あると思っております。改善点があるのであれば、できる中で町民の皆様方と一緒に工夫させていただきますながら、よりよい収集体制、また、こういうようなにおい対策も可能な部分があれば、いろいろな情報を流していく機会もつくりたいと思ひますので、ぜひ、自治会等のお集まりがある中で、私ども担当者のほうも呼ばせていただきまして、ご説明、またご意見をいただけるような機会もつくらせていただければという思いでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後、また、情報の定期的な中では、広報誌等の中で資源率等の情報は、毎月の広報誌等でお知らせいただいたり、特集で、例えば3月であれば引っ越しの時期等になりますので、そのごみの出し方等につきましても広報誌等の中で周知をさせていただいておりますけれども、いまいち周知方法につきましても、今後さらに検討をさせていただきますながら、より町民の方にわかりやすい情報を発信させていただきますながら、ご理解、また今後のご協力を願ひするような中で考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

●議長（音喜多議員） 5番、中川議員。

●中川議員 これですべてにしたいと思ひますけれども、課長も先ほど私が質問する前に答えていただいちゃったのですけれども、2月の下旬だったと思ひますけれども、課長が議員協議会の席にお見えになって、きのうたしか話してあったと思ひますけれども、このマリンビ

ジョン計画についてご説明をいただきました。それで、まだ10年ですから、もう今からあれですか、もう一、二年たっていますから、あと8年かそこらですね。その時期がだんだん迫ってくるので、目標に向かってどんどんやれると思うのですけれども、さっき課長も答弁してもらいましたように、第2埠頭の南側、さっき課長も答弁願ったのですけれども、あそこに、これも私の要望というか、組合の要望でもあるのですけれども、今の陸電の施設をつけていただくように、さっきからの質問では、国に要望するにはちょっと時間がかかるということですし、それからマリナビジョンの計画をまだ、七、八年は残っていますけれども、一緒に、完成と同時に、できれば陸電も使えるように、町長の政治力はもちろんですけれども、課長からもぜひ、市場の裏側に当たりますけれども、そこにある程度の陸電施設をつけていただければ、外来船はもちろんですけれども、また地元船も大いに利用できるのかなど。これを一つ要望して終わりたいと思いますが、よろしくお願いします。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 漁港の施設整備について、10年間のということで、去年から整備、計画が進んでおります。実際に今、衛生管理型の施設的な内容をいろいろ検討をしている段階でございます。その中、ある程度、見えてくるのにあわせて、順次、施設の実施設計というような形に入っていくこととなります。ですので、そういった中で、いろいろ協議の機会ございますので、陸電の施設については、1埠頭のと時からそういうお話を受けていますし、2埠頭についても当然それらについては出てくる問題でございますので、事あるごとにそういった話は出させていただいて、何とか実現できるように要望していきたいというふうに考えています。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

以上で、5番、中川議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告がありました8名の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、その提案理由と規約変更の内容についてご説明申し上げます。

北海道市町村職員手当組合は、組合市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するために、道内の市町村及び一部事務組合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更理由は、本年3月31日付で上川中部消防組合と伊達・壮瞥学校給食

組合が解散し、組合を脱退することによるものでございます。

議案書1ページをごらんください。

なお、これから行う規約案の説明は議案書で行わせていただきますので、別にお配りしている議案第22号説明資料新旧対照表につきましては、参考としてあわせてごらんいただきたいと思っております。

規約変更の内容であります。

規約第3条の規定により、組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名を定める別表中「上川」の項から「上川中部消防組合」を、「胆振」の項から「伊達・壮瞥学校給食組合」をそれぞれ削るものでございます。

附則でございます。この規約の施行日であります。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道市町村職員退職手当組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られた場合、当該組合において総務大臣の許可を受けるための事務手続をすることになりますが、その許可を受けた日からこの規約を施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。
ございませんか。

（なし）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第4、議案第23号 公有水面埋立許可に関する意見についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
産業振興課長。
- 産業振興課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第23号 公有水面埋立許可に関する意見についての提案理由の説明を申し上げます。

公有水面埋立許可に関する意見について、水産物供給基盤機能保全事業に基づく第1種床潭漁港の改修工事を施工する上で、公有水面の埋め立てが必要なため、工事の施工者である

北海道より埋立免許の出願がされ、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事より意見を求められ、これに異議のないことを答申したいので、同法第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

8ページをお開きください。

計画平面図でございます。真ん中辺の丸で囲った部分が、今回の埋め立ての区域でございます。今回の埋め立てを要する床潭漁港のマイナス2.5メートル物揚場Aは、東側の一部、この図面では左側になりますが、昭和51年に防波堤として施工され、昭和61年に擁壁を撤去し、西側部分、この部分では右側の施工とあわせた形で拡張され、現在の物揚場の形になったものであります。

改修工事箇所は、物揚場全区間となる145.4メートルで、当初、防波堤であった東側の一部は築造後37年、残りの西側は築造後27年経過し、いずれも矢板の腐食によりまして平成24年5月に中詰材の一部が流出し、上部が陥没して使用禁止となり、漁業活動に支障を来していることから、漁港管理者であります北海道により改修されるものであります。

陥没の発見当初は、先端部分の改修を想定し、平成25年度の事業実施を予定しておりましたが、その後、北海道による詳細調査が実施され、改修が全区間において必要であることがわかったこと、国の予算成立がおくれたことなどから年度内の事業完了が困難と見込まれたため、平成26年度の施行となったものであります。

なお、埋め立てに伴う漁業権の一部変更につきましては、平成25年6月30日に開催されました厚岸漁業協同組合の臨時総会において承認され、7月8日に厚岸漁業協同組合が北海道へ同意書を提出しております。

また、地元漁業者に対しましては、あらかじめ説明会を開催し、施工年次を了解いただいた上で施工希望時期を協議した結果、平成26年の昆布漁業が終了した後の11月以降の現地での工事の始まりということで了解を得たところでございます。

次に、公有水面埋立許可の出願の内容について説明いたします。

3ページをお開きください。

まず、北海道知事からの公有水面埋立免許の出願について、諮問の写しでございます。平成26年1月7日付で北海道から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により厚岸町長に意見を求められております。なお、意見書については、平成26年6月12日までに提出することになっております。

4ページをお開きください。

公有水面埋立願書の写しであります。出願者北海道より、北海道知事に公有水面の埋立免許を出願しているものであります。

1、埋立区域であります。(1)は位置であります、北海道厚岸郡厚岸町床潭435番地先の公有水面であります。

(2)は区域であります。9ページの埋立区域詳細平面図とあわせてごらんいただきたいと思います。

記載されている1の地点から15の地点までを順次結び、15の地点と1の地点を結んだ線で囲まれた区域となります。

次に、5ページをお開きください。

(3)の面積であります、197.72平方メートルとなっております。

次に、2、埋め立てに関する工事の施工区域であります。

(1)は位置であります、北海道厚岸郡厚岸町床潭435番地先内並びに262番2、261番1、261番3、260番8、260番2及び259番2地先であります。

(2)は区域であります、10ページの施工区域詳細平面図とあわせてごらんいただきたいと思ひます。

記載されているイの地点からレの地点までを順次結び、レの地点とイの地点を結んだ線で囲まれた区域となっております。

次に、3、埋立地の用途は漁港施設用地であります。申しわけありません、6ページをお開きください。

(3)の面積であります、2073.26平方メートルとなっております。

次に、3、埋立地の用途は、漁港施設用地であります。

4は、設計の概要であります。

(1)埋立地の地盤の高さであります、埋立地の地盤の高さはD.Lプラス2.0メートルの高さとなっております。このD.Lと申しますのは、漁港事業や港湾事業の際に使用される潮位の略語の一つで、漁港の平均干潮面をあらわしており、北海道が行う工事用の基準面となっております。D.Lプラス2.0メートルとは、平均の干潮面から2.0メートルの高さということになりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(2)は、護岸、堤防、岸壁、その他、これらに類する工作物の種類及び構造についてありますが、控え矢板式の物揚場として鋼矢板、コンクリート、路盤材などの構造となっております。

(3)は、埋め立てに関する工事の施工方法であります、本工事の施工は陸上機械により既設物揚場上部コンクリート、舗装コンクリートを取り壊した後、場所により若干のばらつきはありますが、約1.3メートル前出しをする形で新たに鋼矢板を打ち込み、タイロットを締結後、上部コンクリートを打設する内容でございます。基点、終点部には、床堀後、中割石でマウンドを造成し、水中コンクリートの打設を行うことになっており、埋め立ては、外周施設が完了後、既設と新設の間に埋立柱を投入し、最後に路盤材を敷設し、舗装コンクリートを打設する構造となっております。埋立柱は、現場内で発生するコンクリート殻及び床堀土砂並びに過年度浚渫土砂とし、コンクリート殻は30センチメートル以下に破碎し水中部に使用し、陸上部及び裏埋材については床堀土砂及び過年度浚渫土を充当することになっております。なお、埋立柱として再利用できないコンクリート殻については、再資源化施設で処理を行うことになっております。

次に、7ページをお開きください。

(4)公共施設の配置及び規模の概要についてであります、8ページの計画平面図のとおりでございますので、詳細については割愛させていただきます。

5、埋め立てに関する工事施工に関する期間であります、8カ月であります。

2ページ、議案書第23号にお戻りください。

公有水面埋立許可に関する意見について。

1、埋立出願者の住所及び氏名、札幌市中央区北3条西6丁目、北海道。

2、埋立の場所及び面積、厚岸郡厚岸町床潭435番値先の公有水面、197.72平方メートル。

3、埋立の目的、漁港施設用地。

4、埋立に関する工事の施工に要する期間、平成26年8月から平成27年3月までの8カ月。
以上、雑駁な説明であります、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。
6番、堀議員。

●堀議員 意見に関する部分はいいのですけれども、説明資料でちょっとお聞きしたいところがあるものですからお願いします。

先ほど説明された6ページ、埋め立てに関する工事の施工方法のところなんですけれども、中段から下段にかけてですね、埋立柱は現場内から発生するコンクリート殻及び床堀土砂並びに過年度浚渫土砂とするということなんですけれども、現地において、それじゃ、一度、撤去したコンクリートなりを仮置きする、また土砂を置く、そういうような場所というものがこの漁港内で場所がとれるのか、そういうプラントなどを置く場所がとれるのかというのは確認はできているのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） コンクリート殻等を仮置きする場所については、この漁港内で大丈夫です。ただ、処分できないものを再資源化施設でというのは、そういう産廃業者さんのところという意味でございまして、そこで処理をするということではございませんので、そこで処理するのは使用できるものについてのみそこで処理をして、埋めるものに使うということでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうすると、施工年次が11月ぐらい、昆布の盛漁期が終わった後ということの中では、さほど混み合っていないのかなといいながらも、床潭漁港というのは結構ほかにも、11月以降もいろいろな漁船漁業とかも動いている漁港ですから、といった中では、それらの支障にはならないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） その辺の心配がございましたので、地元と説明会ということで、何度か協議をさせていただいております、最終的にことしの終わり、昆布が終わった後であれば問題ないということで了解をいただいておりますので、支障のないように進めていきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

(なし)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第24号 厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました、議案第24号 厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。
議案書11ページをお開きください。

平成23年5月2日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が、同年8月1日から施行され、市町村に対し、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める法的な義務づけがなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市町村の独自の判断に委ねられたところであります。

厚岸町におきましては、法的な策定義務がなくなったものの、今後においても本町の総合的かつ計画的な町政運営を図るためには総合計画の策定は必要と考え、この策定に当たっては町民の代表である厚岸町議会の議決を経た上で策定すべきと考えております。

加えて、改正前の地方自治法では、基本構想のみ議決を経ることとしておりましたが、基本構想で目指す将来像を実現するため、施策の展開方向と主な取り組みを示す行動計画についても、町議会の議決を経た上で策定することで、町と議会という代表機関の双方が総合計画に対して責任を負うこととなり、まさに町と議会が町の目指す方向に進む車の両輪として、厚岸町を力強く牽引するものと考えております。

こうしたことから、総合計画における基本構想と行動計画の策定について、地方自治法第96条第2項の規定により提案するものであります。なお、本条例については、平成22年厚岸町条例第22号の全部を改正するものであります。

説明に当たりましては、議案第24号説明資料として提出しております条例新旧対照表により行わせていただきます。

最初に、これまでの条例形式につきましては、条例に規定する内容が定住自立圏に関する1項目に限られていたため、項や号立てによる形式をとっておりませんでした。地方自治法の一部改正を受け、新たに厚岸町総合計画における基本構想及び行動計画を策定し、もしくは変更し、または廃止することを条例に規定する必要が生じたことから、第1項の中にお

いて号立ての形式をとらせていただくものであります。

厚岸町議会の議決すべき事件として、これまでの定住自立圏に関する規定を第2号とし、新たに第1号として、本町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びその基本構想を実現するための基本的施策の方向を体系的に示す行動計画を策定し、もしくは変更し、または廃止することを追加しようとするものであります。

次に、附則であります。第1項は、この条例の施行期日を公布の日からとすることを定めるものであります。第2項では、厚岸町総合計画策定審議会条例の第2条で規定する審議会の所掌事務において、基本計画という名称を行動計画に改め、関係条例の字句の統一を図るとともに、従来の方針のみならず、変更及び廃止についても所掌事務に加えるものであります。

なお、第5期厚岸町総合計画は、平成21年第4回定例町議会において、平成22年度から平成31年度までを計画期間とする基本構想の議決をいただき、前期5年間の行動計画と合わせ作成したところでありますが、この前期行動計画は、平成26年度をもって終期を迎えることから、現在、これまでの検証作業と後期行動計画の策定作業を進めるとともに、基本構想の変更の必要性についても検討をしているところであります。

今後のスケジュールとしては、前期行動計画の検証とともに、社会情勢の変化や町民意見の反映などに意を配しながら、必要に応じた基本構想の見直しや後期行動計画の素案づくりを進めてまいります。素案作成後は、町内組織による素案の検討を行い、厚岸町総合計画策定審議会での審議や町議会との意見交換などを経た後、町民の皆さんへの原案公表と意見聴取などを行った上で最終案を作成し、本年12月の厚岸町議会第4回定例会には上程できるよう取り進めてく予定であります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 今、ご説明いただきまして、まさに総合計画、議会も責任を持つという、いわば理事者と議会が一体となって総合計画をつくるために議決幅を広げるのだというふうにお聞きしました。全くそのとおりだと思います。

それで、確認の上でお聞きしておくのですが、この後、後期総合計画が始まるわけですね。それで、前期総合計画、第5期厚岸町総合計画なのですが、これは計画書の5ページに計画の構成というものが出てきますね。そこでは、いわゆる三角形が横に三つ、縦に三つに並んでいまして、一番上が基本構想政策、二番目が行動計画施策、三番目が、一番低層部ですね、実施計画事務事業と、こういうふうになっています。この構造を変えないまま、今までどおりのままで一番上と二番目の基本構想と行動計画のところまでは議決要件としようという意味だというふうにお聞きしたのですが、その理解でよろしいのですか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

現在の厚岸町総合計画、第5期総合計画、基本構想の部分で第5期の厚岸町総合計画につきましては三層構造立てということで計画の構成機関を定めてございます。この基本構想の見直しが必要かも含めて、今、検討しているところではございますけれども、最終的な話は変わることもあり得るかもしれませんが、今、事務局としては、この構想については変えないう方向で検討を進めたいなというふうには考えております。

●議長（音喜多議員） ほかございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第6、議案第25号 厚岸町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第25号 厚岸町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

改正しようとする厚岸町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例は、平成24年度から修学部分休業制度と高齢者部分休業制度を導入するため、平成24年4月1日から施行した条例で、地方公務員法に基づきそれぞれの休業制度の運用について必要な事項を定めております。

改正条例の説明の前に、改めてこの二つの制度についてご説明をさせていただきます。

初めに、修学部分休業制度につきましては、職員が無給の休業制度を活用し、自主的に能力開発を行うことで、職員の資質が高まり公務能率と住民サービスが向上することを目的に、公務の運営に支障がなく、かつ、その修学が職員の公務に関する能力の向上に資すると任命権者が認める場合、2年を超えない期間に限り、一週間の勤務時間の一部について勤務しない、いわゆる休業をして、職員が自発的に大学や高等専門学校などの教育施設で修学することができる制度となっております。

次に、高齢者部分休業制度につきましては、高齢職員に対して勤務形態の選択肢を提供す

ることで心身の健康を維持増進し、公務能率の増進を図ることを目的に、公務の運営に支障がないと任命権者が認める場合、職員の定年退職日から5年さかのぼった日後の日で、申請において示した日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務をしない、いわゆる休業をすることができる制度となっております。

また、加えて、いずれの制度も、地方分権の進展等に対応した厚岸町の公務の能率的かつ適正な運営を推進し、職員の任用に勤務形態の多様化を図ることを共通の目的としており、休業の間は無給となるものでございます。

なお、導入以降、いずれの制度も、これまでに職員が活用した実績はございません。

このたびの条例改正は、平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法による地方公務員法の一部改正により、修学部分休業と高齢者部分休業の承認ができる期間の上限に関する規定が削られ、修学部分休業にあつては修学可能期間の上限の設定が、高齢者部分休業にあつては対象年齢の範囲の上限が条例委任されることとなったため、所要の改正を行うものであります。

議案書13ページをごらんいただきたいと思います。

なお、これから行う条例案の説明は議案書で行わせていただきますので、別にお配りをしている議案第25号説明資料新旧対照表につきましては、参考としてあわせてごらんいただきたいと思います。

条例改正の内容であります。

第2条第3項の改正は、地方公務員法第26条の2第1項で定めている任命権者が修学部分休業を承認することができる機会について、2年を超えない範囲内において条例で定める期間中という規定が、修学に必要なと認められる期間として条例で定める期間中に改正されることにより、法律で規定していた承認ができる期間の上限の設定が廃止され条例委任となったところから、法律の改正後の規定にあわせて字句を改めるものでございます。

なお、修学部分休業の期間につきましては、今回の地方公務員法の改正により、当該修学に必要なと認められる期間として条例で定める期間中とされており、条例で期間を定めるに当たっては、職員が修学部分休業を取得しながら、修学することが可能である大学等の課程の通常の終了年限の範囲内とすることが適当とされておりますが、大学等におけるカリキュラムがおおむね1年から2年の単位で作成されていることや、今回の他地方公共団体の改正条例が現行どおり2年を踏襲していることから、現行法で定めていた期間を基準として適用し、従前どおりの2年とするところでございます。

第3条第2項の改正は、地方公務員法第26条の3第1項で定めている任命権者が高齢者部分休業を承認することができる期間について、定年退職日から5年を超えない範囲内において、条例で定める期間さかのぼった日後の日という規定が、高齢者として条例で定める年齢に達した職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日に改正されたことにより、法律で規定していた承認ができる期間の上限の設定が年齢に改められ、その設定が条例委任となったことから、法律の改正後の規定にあわせて字句を改めるものでございます。

「条例で定める期間」を「高年齢として条例で定める年齢」に、「5年」を「55歳」に改めるものでございます。

なお、高齢者部分休業の対象となる職員は、今回の地方公務員法の改正により、高年齢と

して条例で定める年齢に達した職員とされており、条例で年齢を定めるに当たっては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律及び同法施行規則において、高年齢者が55歳以上とされていることを踏まえ、現行法で定めていた年齢を基準として適用し、従前どおり定年前5年に当たる55歳としているところでございます。

附則であります。

この条例の施行日については、いわゆる第3次一括法の第10条地方公務員法の一部改正の施行日に合わせ、平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 この中で2年というふうに、修学が必要と認められる期間ですね、2年というふうにもともとはなっていて、今回も任せられたんだけれども、今までの例にならっている。ただ、中を見ていくと、やっぱり大学及び高等専門学校とかというふうな中で、先ほどカリキュラムの中で1年や2年といった中で、2年でというふうなことを説明されていたんですけども、例えば条例の制定としてただし書きをつけて、必要な場合は延ばすことができるとかというような規定を設けることもできたと思うのですよ。その修学するカリキュラムでも、また学校とかにおいても、3年や4年というものを認めるようなことをただし書きでやることもできたと思うのですけれども、それをしなかったというのは、やはり何かあるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今回の改正につきましては、これまでどおりの法律で定められていた範囲内の2年を上限とさせていただきますけれども、実際にこの修学部分休業を使う方々としては、大学、短大を出られた方が、例としてですけれども、もしも図書司書を取りたいといった場合に、その場合のカリキュラムの予定を見ると、大体1年から2年の範囲ということもあります。

まだ、今のところ、先ほど説明申し上げましたとおり活用実績がございません。改めてこの制度を活用しようとする職員の方々、要望が出てきた場合に、その必要性に応じて改正を行っていきたいというふうに思っています。今回の場合には、まだ活用実績もないということで、改めて年数を増やすということをしなかったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほかに、ございませんか。

（なし）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、議案第26号 厚岸町介護サービス事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第26号 厚岸町介護サービス事業特別会計を廃止する条例について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

介護サービス事業特別会計は、町が介護保険法に基づく介護サービスを行うに当たり、平成12年4月に設置した会計であります。平成26年4月から老人福祉施設は指定管理となり、指定管理者が料金を収入する利用料金制による運営形態となるため、介護サービス事業特別会計において執行しておりました特別養護老人ホーム心和園及びデイサービスセンターの予算計上の必要がなくなることから、介護サービス事業特別会計を廃止するものであります。

また、この特別会計では、地域包括支援センターが行う介護サービス事業であります指定予防居宅介護支援事業、いわゆる要支援者へのケアプランを作成する事業についても執行しておりますが、この事業は今後も継続するため、介護保険特別会計に移行するものであります。このため、平成26年度の介護保険特別会計において、これまで介護サービス事業特別会計で執行していました地域包括支援センターが行う指定予防居宅介護支援事業予算を計上しているものであります。

なお、附則第1項において、この条例の施行は平成26年4月1日としていますが、附則第2項において、この条例の施行の際、現に執行されている予算の取り扱いは、年度会計の出納整理期間である翌年度5月31日までの間は、廃止する会計のある従前の取り扱いとする経過措置を設けるものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

12番、室崎議員。

- 室崎議員 確認の意味でお聞きいたしますが、過日ですね、介護サービス事業を厚岸町が行っていたものを社協に指定管理者として移管するということでのいろいろな議論がありました。その中で、審議の中でわかったのですが、居宅介護事業と施設介護事業で少し取り扱いが違

うのですね。施設介護の場合です、いわゆるわかりやすく言えば心和園での事業というよう
なことになりますか。ここは、厚岸町が介護保険の事業者なんですよ。介護保険というの
はなかなか難しいんだけど、保険者は厚岸町ですよ。それから、事業者というのはい
ろいろなサービス事業を行ういろいろな団体がありますけれども、今までは厚岸町も事業者
だったわけですね。

それから、もう一つ、被保険者という立場がありますよね。それで、金銭の流れなんです
が、国から道の何かを通してこうしてというのは、ちょっといろいろ複雑にあるでしょうけ
れども、要するに、保険者から事業者に費用が払われるわけですね。そうすると、この施設
介護事業については、厚岸町は事業者として変わらないというか残っているわけですよ。居
宅介護事業は、真っすぐ社協が事業者になるからまだいいんですけどもね、ちょっと複雑
になりますね。そのときに、この介護サービス事業特別会計を残さなくても問題はないのか
どうか、その点についてきちんと根拠方法を上げながら説明をしてほしい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、心和園という入所施設と、それから通所型のデイサー
ビスセンター、つまり入所施設と通所施設の厚岸町のかかわり方についてから、まずご説明を
したいと思います。

入所施設、つまり心和園については、老人福祉法上及び介護保険法上においても、施設の
設置者、開設者は地方公共団体であります。つまり心和園の開設の届出主体、介護保険上
においても指定の主体は厚岸町ということになります。それから、一方、居宅つまり通所型の
サービスでありますデイサービスセンターについては、老人福祉法及び介護保険法上におい
ても指定管理者が開設の届け出をすることになります。したがって、今、ご確認された
ように、入所施設については厚岸町のままという状況であります。4月1日以降においても
厚岸町が届け出をして、指定を受けて行う事業となっております。

そこで、こういう関係が過去、指定管理者制度が始まる前から管理委託ということで行わ
れていた実態があって、その際には、どうも今言う、所施設については、必ずしも地方公共
団体が設置者にならず、指定管理者による届け出があったような現状であったそうでござい
ます。これを厚生労働省では、そうではないのだということで、平成19年3月30日に地方公
共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取り扱いについてという、
これは技術的助言なんでしょうか、いや、通知でございますね、というのが都道府県、それ
から指定都市、中核市に発せられております。こういった文書が、当然、地方自治体にも、
厚岸町にも来るわけでございますけれども、その中に、見直し後、今までは指定管理者の
名前でやっていたけれども違うんだということで、見直し後は、指定の申請は施設の開設者
が行うこととされていることから、老人福祉法及び医療法上の開設者である地方公共団体を
指定の申請をすべきものとするということ、厚岸町はそのままの厚岸町ということ
であります。

この場合においてというのがありまして、介護保険法及び指定基準、地域密着は厚岸町の
条例で指定基準になりますけれども、それ以上の大きな施設は厚生労働書の基準と北海道の
基準がありまして、そういう厚岸町の基準ではないのです。その指定基準というのがあり

まして、それではサービス提供の主体や介護報酬など、つまり事業者に入る介護報酬であります。その收受の主体は施設とされていることを勘案し、利用者との契約や介護報酬等の收受の主体を施設の管理を行っている指定管理者とすることとして差し支えないと、このような通知が来ておりますので、先般の条例改正において、それぞれの条例、指定管理をするという条例の中に1項目設けて、利用料金については指定管理者の趣旨とすると、そのような規定を設けさせておりますので、このたびの廃止の提案に至ったわけでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。そうすると、金銭の流れに関しては、厚岸町は事業者であるのだけれども、直接事業を実際に行う、今回の場合の指定管理者である社協のほうに直接入っていいと、飛び越えてっていいんだということが、きちんとこの通知によって明記されていると、したがって問題ないと、そういうことですね。わかりました。

それで、もう一つ確認でお聞きするのですが、厚岸町がこの入所施設というか、施設介護事業でこれらのものを行っているということは条例等で明記されていなければならないと思うのですよ。厚岸町がやっていることを指定管理者でやるわけですから、その明記されている条例なり何なり、その法規というのは、もう一度確認するのですが、いろいろと今まであったので、ちょっと私のほうも混乱しているので、申しわけない、整理する意味でお聞きするのだが、どの部分にどのように規定されているのか、その点をお知らせいただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 厚岸町においては、平成25年12月、つまり年明け前の12月第4回定例会でございます。そこで、町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例という一部改正の議決をいただいております。この改正前の条例には、心和園でこういう事業をやると、厚岸町の事業としてやるというのは入っていないくて、別途、厚岸町介護サービス事業条例というのがあって、その中にたくさんの事業、厚岸町が介護サービスをみずからやる事業が列記をされております。それを今回、全部の事業でないものですから、一部の事業の指定管理なものですから、一つはまず、町立特別養護老人ホーム条例の第4条に、新たに事業を追加させていただいております。

一つは、短期入所生活介護、これはショートステイであります。第1号では、短期入所生活と介護予防がつく短期入所、それから第2号では地域密着型介護福祉施設、これは増床した部分の施設運営であります。第3号で介護福祉施設サービス、従来の多床室の部分で、第4号で、これは障害者の法律でありますけれども障害者の短期入所、この事業をこの条例の中に入れてさせていただいて、この事業を指定管理者が実施するという条例に改めさせていただきました。

もう一つの厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例がございまして、ここにも介護サービス事業条例から移行し、第3条に介護予防訪問入浴、それから介護予防のつかない訪問入浴、そして第2号では通所介護、同じく介護予防がつく通所介護、これをそれぞれの施設で厚岸町が行う事業としてわかりやすくした、心和園でちゃんとやるんだよと。前の条例でも

わかるのですけれども、前の条例は心和園で、あるいはデイサービスでやらないものも入っておりますので、指定管理の手続がちょっとややこしくなるので、本来の心和園とデイサービスセンターのそれぞれの条例に、それぞれの施設で行うべき事業を移したということになってございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。3回目です。

●室崎議員 ちょっと疑問なのは、指定管理をするためにこうこうこういう事業、それを指定管理者にやらせるという意味ではわかるのですが、いわゆる入所施設に関する、施設介護事業の規定の仕方も、それから通所施設に関する在宅介護の規定の仕方も同じように見えるんですよ、形式が。片一方は、こういう事業を、かくかくしかじかの団体を指定管理者としてやらせるよという意味では両方もわかるんですけれども、片一方は厚岸町が事業者であると、片一方は事業者から外れるというところが、両方の規定からどうも明確に見えてこないんですよ。そのあたりをお聞きしているんです。これで全く問題ないというのであれば、そういうふうにお答えいただければ、その確認で結構なんです。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 2 時36分休憩

午後 2 時39分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） このことにつきましては、先般の議会においてもご意見いただいたところでございまして、条例につきましては、あのおり可決いただいておりますけれども、その後の手続において、私ども町と指定管理者の間で基本協定を結ぶ形をとらせていただくこととなります。その基本協定書にいろいろご意見をいただいたものについて、私どもは、この心和園についてと、それからデイサービスセンター、別々の基本協定書を作成する予定でございます。

心和園については、第4条の第3項ということで新たに加えさせていただいた内容をちょっと朗読いたしますけれども、私どもとしては、心和園は老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであり、介護保険法第78条の2第1項及び同法第86条第1項の規定により、施設の開設者である甲が指定介護老人福祉施設の、甲というのは厚岸町でございまして、施設の開設者である甲が指定介護老人福祉施設の指定申請を行うこととされていることから、開設者である甲が指定を受けているものであり、甲は乙が行う管理業務に責務を負い、指導に当たらなければならないというふうな1項目を加えさせていただいて、デイサービスセンターとは違う運営上の理解をいただいで運営をしていただくと、そのように考えてございます。

●議長（音喜多議員） ほかがございますか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なれば、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

異議あり、討論ありですか。

（「異議あり」の声あり）

●議長（音喜多議員） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

10番、谷口議員。

●谷口議員 議案第26号 厚岸町介護サービス事業特別会計条例を廃止する条例の制定について、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

本条例は、さきに12月議会、そしてさきの議会で特別養護老人ホーム、在宅老人デイサービスセンターの指定管理者制度により管理運営をしていくということの議決に伴って、この条例が提案されておりますけれども、依然として町民の中に、指定管理制度による運営に根強い反対の声がありますし、私自身もまだ納得できるような状態には立ち至っておりませんし、さきの議会の自分自身の思い、それから私のとった行動から、この条例についてもやはり私は賛成することはできませんので、反対をするものであります。

●議長（音喜多議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、南谷議員。

●南谷議員 私は、本条例廃止に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、12月定例会の臨時議会でしたっけ、この厚岸町の心和園、デイサービスセンター運営を指定管理の移行について、賛成の立場で採決に加わった一人でございますし、私もいろいろなお考えがあると思います。厚岸町の町内の中でも、指定管理に対する多くの方々がいまだ危惧をされている方もたくさんおられますが、やはり将来の本町のこのサービス施設での運営、安定した運営を考えると、1年でも早くやはり英断をして一歩足を踏み出す、そういう決断が必要ではないのかなと。そのことが将来も、本町の老人福祉運営というものをしっかりしていかなければならない、かように思う次第でございます。

そんな思いで、12月も決断をさせていただきました。そのことで、指定管理になることで、多くの課題もこれから発生すると思いますが、やはりこれらの問題についても、それぞれ一つ一つ皆さんが解決をしていかなければならないことではないかと、かように思います。

これらのことに基づきまして、この議案第26条を上程をされておりますので、その意をくんで、私は本条例の制定については賛意を示すものでございます。議員各位の特段の深いご

理解を賜りたくお願いを申し上げます、討論とさせていただきます。

- 議長（音喜多議員） ほかに、討論ございますか。

（なし）

- 議長（音喜多議員） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案のとおり、可決すべきものと決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（音喜多議員） ご着席ください。

出席議員数11人、そのうち起立者数9人、起立多数であります。

よって、本案は、可決されました。

- 議長（音喜多議員） 日程第8、議案第27号 厚岸町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第27号 厚岸町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

平成24年法律第51号地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成24年6月27日に公布されたところでございます。

この法律は、障害福祉サービスの充実と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとされており、その概要は障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とする題名の改正を行い、法に基づく日常生活、社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げ、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等により障害がある者を加えるといった内容などで、施行期日は一部を除き、平成25年4月1日となっているところにつきまして、町においては、平成25年3月の町議会定例会において関係条例の一部改正等の所要の整備を図ったところであります。

このたびの改正は、平成26年4月1日から施行される内容として、法律上の定義の規定において、障害程度区分を障害支援区分に改められることに基づいた改正であります。この法律上の定義の規定の改正は、障害の程度、重さではなく、標準的な支援の度合いを示す区分

であることがわかりにくく、障害者等の障害の多様な特性、その他の心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして、障害支援区分に改められたものであります。

なお、厚岸町障害程度区分等審査会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条の規定に基づき設置しているものであり、障害福祉サービスの実施のために必要な審査及び判定の業務を行っているものであります。

それでは、改正する内容についてであります。題名及び第1条中の「厚岸町障害程度区分等審査会」を「厚岸町障害支援区分等審査会」に改めるものであります。

附則でございます。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、厚岸町特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。別表第1中の「障害程度区分等審査会」を「障害支援区分等審査会」に改めるものであります。

第3項は、経過措置として、現在委員となられている方は改正後の規定の委員とみなす規定であります。

お手元に配付の厚岸町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例、新旧対照表は参考としていただきたいと思っております。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

休憩いたします。再開は、3時半といたします。

午後2時51分休憩

午後3時30分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

日程第9、議案第28号 厚岸町災害対策基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町災害対策基本条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

改正しようとする厚岸町災害対策基本条例は、災害対策に関する基本理念や町民、事業者、町の責務、さらには災害予防、災害応急対策、災害復旧など必要な災害対策の基本になる事項について定めている条例であります。

このたびの条例改正は、昨年6月21日に公布された災害対策基本法等の一部を改正する法律による災害対策基本法の一部改正により、法第8条第2項において災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止するため、特に防災上の配慮の実施に努めなければならない対象者として、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者を要配慮者とし、法第49条の10において、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を非難行動要支援者とする定義規定が加えられたため、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書17ページをお開きいただきますとともに、別にお配りしております議案第28号説明資料、新旧対照表をごらん願います。

条例案の内容説明につきましては、この新旧対照表により行わせていただきます。

第2条第4号の全部改正と、第5号を新たに加える改正であります。現行の第2条第4号の災害時要援護者については、法律上の文言ではなく、平成18年3月に内閣府が公表した災害時要援護者の避難支援ガイドラインで使用していた文言であり、そのガイドラインにある定義を根拠としてこの条例で定めたものであります。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、災害対策基本法の一部改正で要配慮者と避難行動要支援者という定義規定が設けられたこと、また、内閣府による災害時要援護者の避難支援ガイドラインが避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に全面改定されたこと、さらには、今後、政府が災害時要援護者という表現を使用しないで、法律で定義をされた要配慮者と避難行動要支援者という表現に統一した使用をするということから、この条例でその二つの用語を定義規定として規定をするものでございます。

このため、第4号の「災害時要援護者」という字句を「要配慮者」に改め、第5号として避難行動要支援者という定義規定を追加するものでございます。なお、これらの用語の意義につきましては、いずれも災害対策基本法の規定をそのまま用いたものでございます。

なお、今後の改正につきましては、この定義規定を改めたことによる字句の改正となっており、第3条第10条及び第25条第2項の改正につきましては「災害時要援護者」を「要配慮者」に改めるものであります。また、第15条の改正については、町が把握する情報について、「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改め、町が行う情報の提供については、「災害時要援護者」を「避難行動要支援者その他の要配慮者」に改めるものであります。

議案書17ページをごらんいただきたいと思います。

附則であります。

この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 今のご説明を聞いて、災害対策基本法で用語を変えたので、それに合わせたという、一言で言うとそういうことだと思います。内容についても、よりわかりやすくなったんじゃないかというふうには思いますよね。

その上でお聞きするのですが、今までは災害事業援護者として幾つか書かれていて、などであってということになっていたのですが、その中からですね、今回、要配慮者というところで、傷病者と外国人、妊産婦もそうかな、こういうのが抜けているのですね。その他特に配慮を要する者と、こういうふうになっているのですが、この、その他特に配慮を要する者の中には、今言った抜けた者は皆入るということに、厚岸町の条例では考えるのですか、その点。それから、他にどういう者が入ってくるのか。その定義規定というようなものは、条例になれば規則等で行うのか、それらについてお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 規定が、その他の特に配慮を要する者ということになっています。その他と、その他では、これはあくまでも法令上の用語になりますけれども、その他と規定した場合については、この高齢者障害者というものが例示になります。並列ではなくて例示になりますので、当然、今まで定義規定の中で入っていた外国人であるとかその他の人たちも、このその他の中にくられるということで解釈いただければというふうに思います。

当然に、この要配慮者につきましては、今までどおりの取り扱いで、定義の中で考えているということでご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 そうしますと、今までは、などというところで含んでいたのですね。それが今回は、その他の特に配慮を要する者というほうに入っていきますよということなんですね。

ただ、これ、災害対策基本法のいざというときの一つの要配慮者、それから支援者、行動支援者というのかな、そういうものですから、この枠の中に入ると入らないとでは大違いになる可能性があるわけですね。恐らく、この障害者というのは、障害者手帳を交付されている人を言うのではないかなというふうに思われるのですが、その他の特に配慮を要する者という中には、療育手帳を交付されている人が入ってくるのかなというようなことだと思うのです。その中でも、特に、いざというときに手を必要とするような人を、また別項目つくって避難行動支援者と。当然、この後、そういうリストだとかそういうものをつくって具体的

にどうするかというようなことをやって、訓練までいかなきゃならないというふうに思うのですけれども。

それで、やっぱり、いわゆる例示であろうと何であろうといいんだけど、こういう抽象的なものだけで終わって、昔はこういう規定だったんだからそのときと同じだよといったって、今の人にはわからないのですよ。そうなりますと、やはり、その他特に配慮を要する者というのは、こういうような人たちを言うのだと。ぼんと見たときに、外国人は入るのか入らないのかというような問題も当然出てくると思いますよ、条文の解釈として。

今回、条例を制定なさった立法者の意図としてはというのはわかりますけれども、でき上がった法というのは、この場合は条例ですけれども、一人歩きますから。ですから、そのあたりで、やっぱり規則なり何なりに、この、その他特に配慮を要する者というのは、こういうような人たちを言うんだというような規定は必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今後、今回の災害対策基本法の改正、さらには、国のほうから今出されております避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針に基づくマニュアルというか指針ですね、町での指針。さらには、避難所の運営マニュアル等々もこれからつくっていかなければなりません。その中で、それら列記をした中で、住民の方々には周知をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほかにございませんか。

6番、堀議員。

●堀議員 これ自体は、災害対策基本法の改正に伴う改正なんですけれども、厚岸町には厚岸町災害時等要援護者登録事業というのがありますよね。そちらのほうには、災害時等要援護者というふうになっているのですけれども、例えば今回のこの法改正によって、要配慮者と行動要支援者というふうに分かれてきている。今現在、この登録事業に登録されている人が何人なのかというのは私も承知はしていませんけれども、現在登録されている人の方の中で、要配慮者と行動要支援者に分けるのか、そういうような手続というものがされるのか。また、今後のこの登録事業を進めていく中においては、今回のこの改正等にもあわせた中で、改正というものがされて運用されていくようになるのかどうかをお伺いしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、保健福祉課のほうで、その災害時要援護者の名簿というものは取りまとめているところでございます。国のほうからの指示では、今、それぞれ各市町村で行っている災害時要援護者の名簿については、新たに今回、国の法律が改正がされて、避難行動要支援者の名簿ということになります。この避難行動要支援者名簿については、この物の言い方としては、実を言うと地域防災計画に定めることが義務づけられました。これが定

められて、それになって避難行動要支援者となりますが、それまでの間、災害時要援護者名簿ということで取り扱うことができるということで国のほうから通達が流れていますので、そのような取り扱いで町としては考えているところでございます。

当然、それが避難行動要支援者になると。要配慮者というのは、もっと大くくりの中になりますので、災害時要援護者と避難行動要支援者が、どちらかという今回は整合になる。もっと大くくり中では、要配慮者ということで考えているところでございます。

- 議長（音喜多議員） よろしいですか。
ほかございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第10、議案第29号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
教育委員会生涯学習課長。
- 生涯学習課長（桂川課長） ただいま上程いただきました議案第29号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。
議案書19ページをお開きいただきたいと思います。
本条例案の改正趣旨についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法により社会教育法第15条及び第18条が改正され、平成26年4月1日から施行されることとなりました。これにより、社会教育法で定められていた社会教育委員の委嘱基準が削られ、同法で規定されていた社会教育委員の委嘱基準を文部科学省令で定める基準を参酌し、市町村の条例で定めることとされていたことから、このたび社会教育委員の委嘱基準を定めるため、この条例の一部改正をするものであります。
なお、現在の委員については、基準に合致しているため、条例改正に伴う任命がえはございません。
改正内容でございますが、説明につきましては、別に配付しております議案第29号説明資料、条例新旧対照表に沿って説明させていただきます。
社会教育委員設置条例の一部改正でございます。

新旧対照表の改正案、第1条について、社会教育法の文言が同条以降に発生しなくなることから、「。以下「法」という。」の文言を削るものであります。

新旧対照表の改正案第3条第3項に、委嘱基準を規定するもので、第3条の見出しを、「(委員の定数等)」に改め、同条第3項中「法第15条第2項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に第3項とし、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から厚岸町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。」を追加するものであります。

議案書19ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則でございます。

この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 地方分権改革一括法で、条例に委任されての改正なんですけれども、ということは、つまり条例で定めればどのような基準でもつくれるという、当然、向こうから示してきた基準というのはあるのでしょうかけれども、それを守らなければならないというものでもない。あくまでも条例で定めるものが基準となるんだよといったときに、例えば委員の定数が12人となっているのですけれども、これを15人とするとか、そういうこともできるのかなと。

また、任期も2年、これを3年とか4年。また、先ほど来の一般質問でもありましたけれども、女性の委員等の登用といった中で、例えば、10人なら10人のうち、何割とか3任用とか5任用とかを女性委員にするとか、そういうような決めというのは、当然、条例の中で定めればできると思うのですけれども、できると思うのかということなんですけれども、どうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 今回の条例の改正につきましては、基本的に上位法であります社会教育法の改正に伴って行うものでありまして、この中では定数だとか委嘱機関だとかうたわれておりますけれども、そのほかに女性の割合とか、そういうものについてはうたわれておりません。その中で、条例でこういうものが変えられるのかということにつきましては、できないことはないかとは思いますが。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうすると、あくまでも今までどおりの中で、何も変えるつもりはないんだというようなことの中で考えてきていると。だから上位法でと言っているけれども、それはあくまでも参酌ということなのでしょうから、当然、それよりも少なくするとか、任期を短くする

とかといった場合は問題あるのかもしれませんが、逆に多くするとかという、当然、財政負担も出てくるのかもしれませんが、そういったものの中では可能なのかなど。ただ、こういうような条例に対してしないというのは、あくまでもそれは町の先ほど来の委員の任命や何かにおいても、そこまでの配慮は現在のところはしていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） この定数とかにつきましては、その定数の学識経験理者とかいろいろ分かりますけれども、その人数を増やすということが、どうしてもそんなに必要なのかということから考えていかなければならないと思いますので、今のところはそこまで考えておりませんし、ただ、女性の登用については条例ではうたっていませんけれども、そういうような考え方で私どもは進めていこうとは考えております。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時 51 分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 26 年 3 月 7 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員